

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	預金保険関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

預金保険機構は、預金保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクがあることを認識し、このようなリスクを軽減するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書において「預金保険関係事務」とは、番号法別表の79の項に掲げる「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による保険金の支払、預金等に係る債権の額の把握又は預金等債権(同法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。)の買取りに関する事務であって主務省令で定めるもの」及び同表の99の2の項に掲げる「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による更生手続に属する行為(同法第三百九十五条本文に規定する行為をいう。)、再生手続に属する行為(同法第四百六十六条本文に規定する行為をいう。)又は破産手続に属する行為(同法第五百七条本文に規定する行為をいう。)の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」をいう。

評価実施機関名

預金保険機構

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

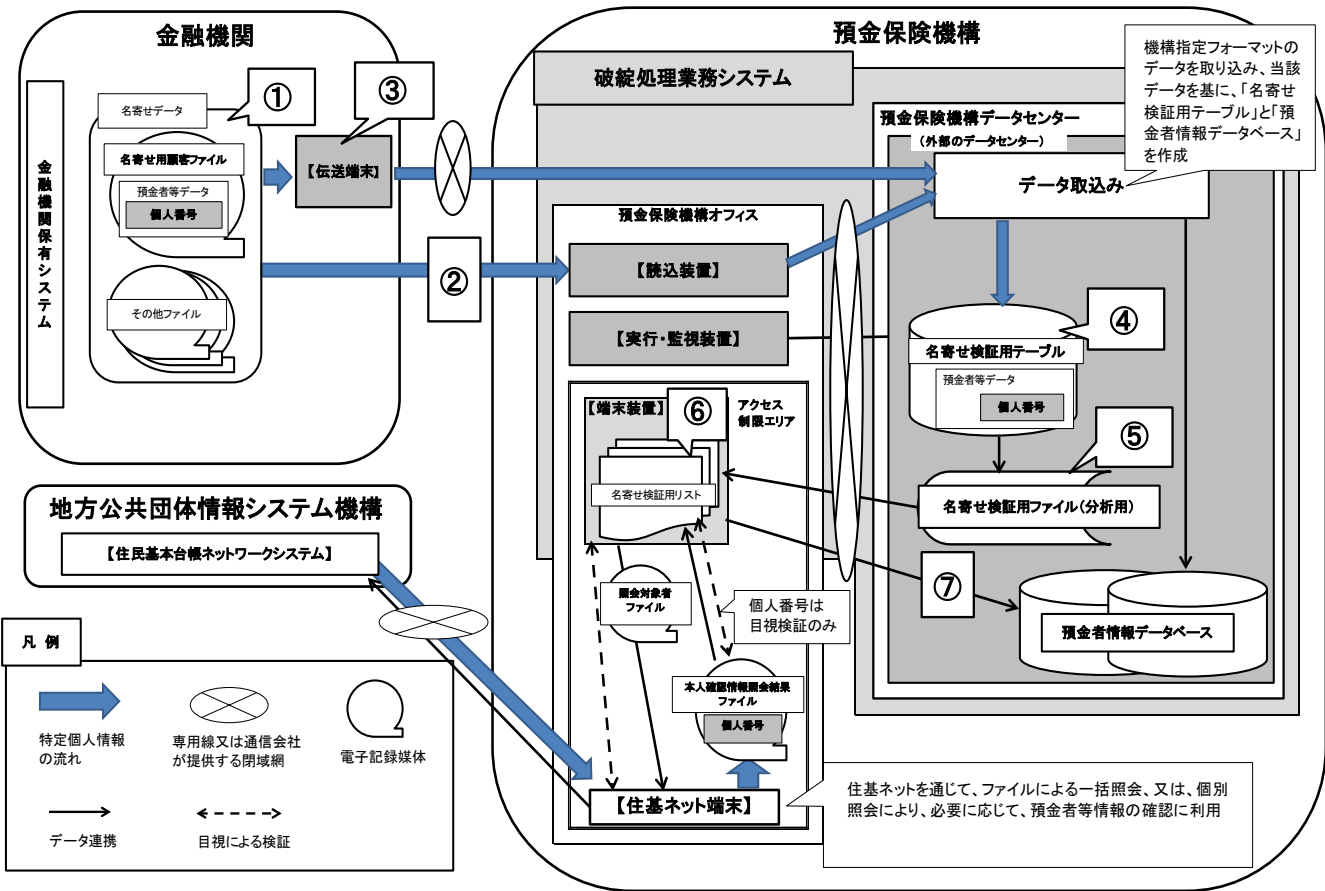
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	預金保険関係事務
②事務の内容 ※	<p>【預金保険機構の預金保険業務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険機構(以下「当機構」という。)は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、預金保険制度を確立し、信用秩序の維持に資する、との預金保険法(昭和46年4月1日法律第34号)の目的達成に向けて、預金保険制度を適切に運用すること等を使命としている。 ・当機構は、預金保険制度を運用する預金保険業務として、金融機関からの預金保険料の収納業務、預金者等に保険金を支払う上で必要となる金融機関の名寄せデータ整備を促進するための業務を行っている。また、金融機関が預金等の払戻しを停止すること等により破綻した場合、一定額の対象預金等を保護(定額保護)するための保険金の支払、事業譲受け・合併等を行う救済金融機関等に対する資金援助を行う。 <p>【預金保険機構において特定個人情報ファイルを取り扱う事務】</p> <p>①金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金保険で保護される預金等の額は、決済用預金は全額、それ以外の預金等については、1金融機関ごとに1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等の合計額となる。このため、金融機関が破綻した場合、同一の預金者等が同一金融機関内に保有している複数の預金等口座を集約し、合算する作業が必要となる。これを「名寄せ」と称している。 ・この作業は、預金保険法第55条の2により、当機構が名寄せに関して提出する項目をあらかじめ指定したフォーマット(以下「機構指定フォーマット」という。)に基づき、破綻金融機関において作成された名寄せに必要な預金者等データ(以下「名寄せデータ」という。)の提出を受け、当機構が実施している。 ・当機構が行う名寄せにおいて、破綻金融機関から提出を受ける名寄せデータに個人番号を加え、当機構が保有するシステムを利用し、従来から利用していた預金者等のカナ氏名・生年月日等の一致・不一致に加え、個人番号の一致・不一致を突合することにより、同一預金者等を特定した上で、当該預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。 ・また、破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)、金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により検証・補完を行う。 <p>②名寄せデータのシステム検証時の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構では、金融機関破綻時の円滑な名寄せを確実なものとするための平時からの検証として、預金保険法第37条に基づき、金融機関から名寄せデータの提出を受け、それが機構指定フォーマットに則り、正しく作成されているかななどを当機構のシステムにより検証している。これを「システム検証」と称している。 ・上記①のとおり、金融機関の破綻処理時に提出を受ける名寄せデータに個人番号を組み込むことから、システム検証においても、金融機関から個人番号を含むデータの提出を受け、名寄せ処理を行った上で、機構指定フォーマットに係る検証を行う。 <p>③支払事務における利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構では、保険事故発生時に、保険金の支払に関する事務、預金等債権の買取りに関する事務又は更生手続、再生手続若しくは破産手続に属する行為の実施に関する事務である預金者等への支払に関する事務を行っている。これらを「支払事務」と称している。支払事務において支払請求を行う預金者等について、以下「請求者」という。 ・支払事務においては書面手続と並行して、個人番号を利用したオンライン手続を整備し、ペーパーレス化を図る。オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求において、当機構は、破綻金融機関における預金等口座へ個人番号を付番済の預金者等(以下「付番済預金者等」という。)より、当機構の支払事務に関するWeb請求システムを通じて個人番号の提供を受け、付番済預金者等から提供を受けた個人番号と破綻金融機関の預金等口座に連携されている個人番号を突合し、本人確認を行った上で請求を受理し、支払事務の処理を行う。 ・また、預金者等の住所変更等により書面が不着となった場合、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を利用して本人確認情報を照会し、目視で最新住所等の確認を行い、当該預金者等に連絡を取る。
③対象人数	<p><選択肢></p> <p>[30万人以上]</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表の七十九の項、別表の九十九の二の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第43条の3 (「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」は改正される予定。) ・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の9、別表第一の十三の項、別表第一の十三の二の項 ・住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第1条第19項 (「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)」の施行に伴い、「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」は改正される予定。) ・預金保険法(昭和46年法律第34号) 第34条、第37条、第53条、第55条の2、第70条 ・預金保険法施行規則(昭和46年大蔵省令第28号) 第21条 ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号) 第395条、第466条、第507条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	預金保険部、システム統括室
②所属長の役職名	預金保険部長、システム統括室長
8. 他の評価実施機関	
—	

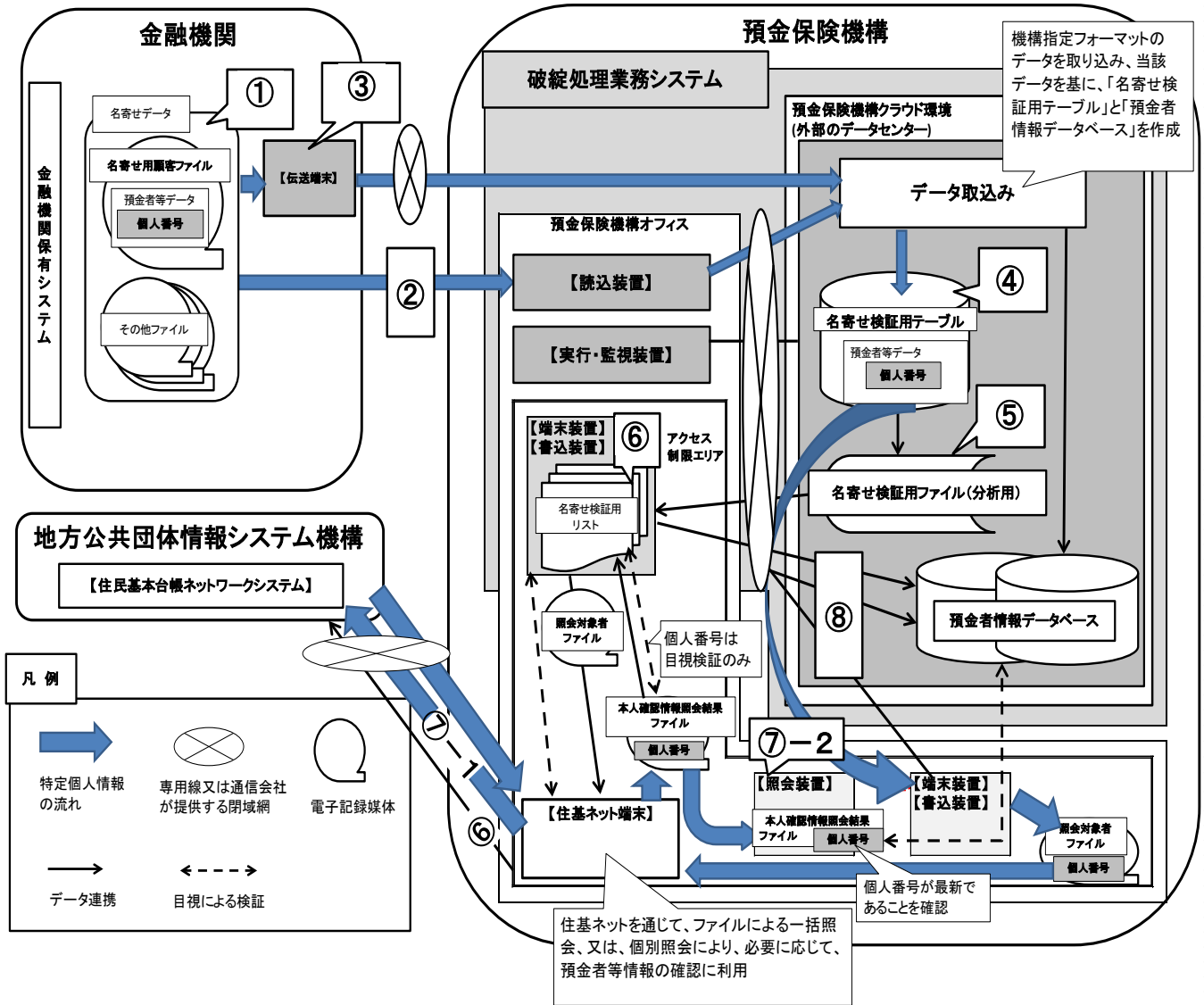
(別添1) 事務の内容

1. 金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用



- ① 当機構は、預金保険法第55条の2に基づき、破綻金融機関に対して、個人番号を含む名寄せデータを、当機構に提出することを求める。これを受け、当該金融機関は、個人番号を含む名寄せデータを、機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存する。
- ② 当該金融機関は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を、当機構に搬送する。当機構システム統括室は、当該電子記録媒体の提出を受け、当機構に設置する読込装置により、名寄せデータを破綻処理業務システムに取り込む。
- ③ 上記②と同時に、当機構職員は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を破綻金融機関に設置した伝送端末に読み込んだ上で、破綻処理業務システムへ通信会社が提供する閉域網を利用しデータ伝送を行う(名寄せデータを確実に受領するため、上記②の電子記録媒体の搬送とデータ伝送を並行して行う。)
- ④ 破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。
この際、破綻処理業務システム内に、名寄せの検証を行うための名寄せ検証用テーブルを作成するとともに、預金者等情報を集約した預金者情報データベースを作成する(預金者情報データベースに個人番号は記録しない扱いとする一方、名寄せ検証用テーブルは、各種預金者等情報とともに個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)。名寄せ検証用テーブルに記録されたデータへのアクセスは、障害発生時の対応として、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。なお、名寄せ検証用テーブル、預金者情報データベースは、当機構データセンターに設置したストレージ装置に保存される。
- ⑤ 破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を当システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。
名寄せ検証用ファイル(分析用)に、個人番号は記録せず、個人・法人番号の一致・不一致・登録有無の結果を記録する。なお、名寄せ検証用ファイル(分析用)は、当機構データセンターに設置したストレージ装置に保存される。
- ⑥ 当機構職員は、名寄せ検証用ファイル(分析用)に収録された各種データを基に、端末装置より名寄せ検証用リストを出力し、漢字氏名、住所等による名寄せの検証を行う(端末装置は、個人番号を記録した名寄せ検証用テーブルにアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証用リストに個人番号は表示しない。)。また、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(個人番号+基本5情報等)を照会し、名寄せの検証を行う(住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルは、特定個人情報ファイルに該当。本人確認情報照会結果ファイルは、名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。)
- ⑦ 当機構職員は、上記⑥の確認結果を基に、端末装置を操作することにより修正が必要な預金者情報データベースにおける預金者等データを修正し、名寄せ完了者については、預金者等からの依頼に応じて、預金保険で保護される預金の払戻し等を行う。

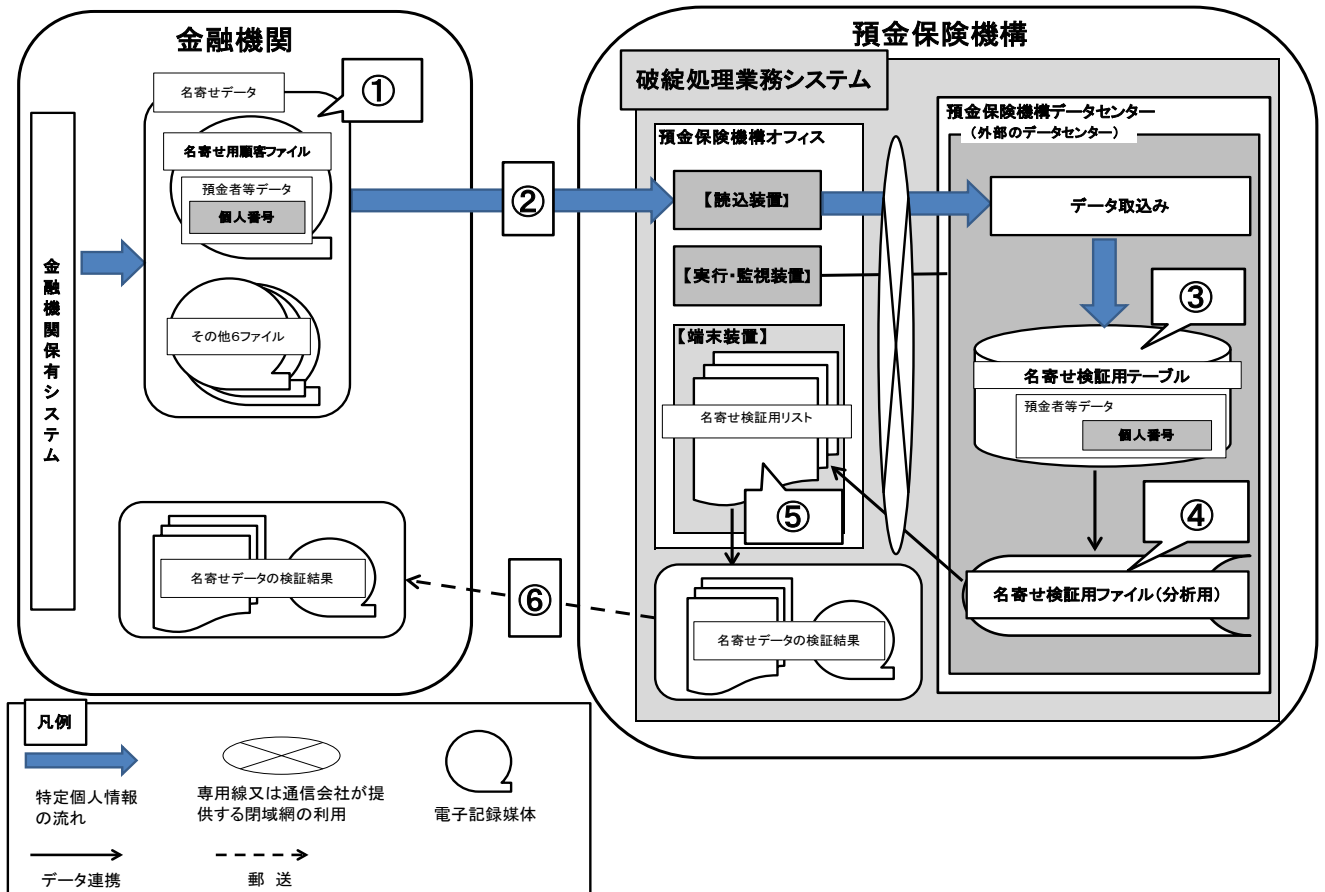
1. 金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】



- ① 当機構は、預金保険法第55条の2に基づき、破綻金融機関に対して、個人番号を含む名寄せデータを、当機構に提出することを求める。これを受け、当該金融機関は、個人番号を含む名寄せデータを、機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存する。
- ② 当該金融機関は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を、当機構に搬送する。当機構システム統括室は、当該電子記録媒体の提出を受け、当機構に設置する読込装置により、名寄せデータを破綻処理業務システムに取り込む。
- ③ 上記②と同時に、当機構職員は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を破綻金融機関に設置した伝送端末に読み込んだ上で、破綻処理業務システムへ通信会社が提供する閉域網を利用しデータ伝送を行う(名寄せデータを確実に受領するため、上記②の電子記録媒体の搬送とデータ伝送を並行して行う。)
- ④ 破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。
この際、破綻処理業務システム内に、名寄せの検証を行うための名寄せ検証用テーブルを作成するとともに、預金者等情報を集約した預金者情報データベースを作成する(預金者情報データベースに個人番号は記録しない扱いとする一方、名寄せ検証用テーブルは、各種預金者等情報とともに個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)
名寄せ検証用テーブルに記録されたデータへのアクセスは、障害発生時の対応として、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。なお、名寄せ検証用テーブル、預金者情報データベースは、当機構が契約したクラウド環境に保存される。
- ⑤ 破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を当システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。
名寄せ検証用ファイル(分析用)に、個人番号は記録せず、個人・法人番号の一致・不一致・登録有無の結果を記録する。
なお、名寄せ検証用ファイル(分析用)は、当機構が契約したクラウド環境に保存される。

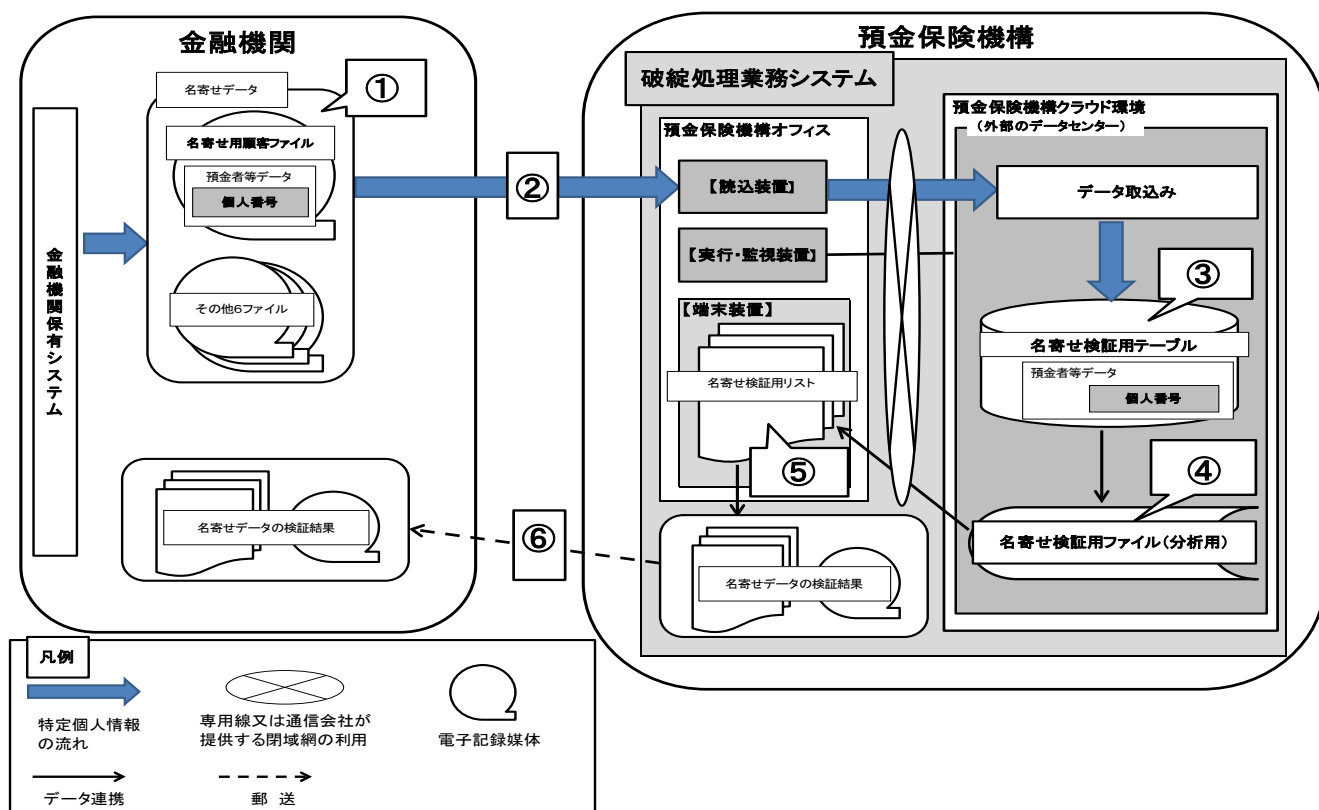
- ⑥ 当機構職員は、名寄せ検証用ファイル(分析用)に収録された各種データを基に、端末装置より名寄せ検証用リストを出力し、漢字氏名、住所等による名寄せの検証を行う(端末装置は、個人番号を記録した名寄せ検証用テーブルにアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証用リストに個人番号は表示しない。)。また、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(個人番号+基本5情報等)を照会し、名寄せの検証を行う(住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルは、特定個人情報ファイルに該当。本人確認情報照会結果ファイルは、名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。)
- ⑦-1 当機構職員は、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住基ネットを通じて、書込装置を用いて電子記録媒体に出力した名寄せ検証用テーブルを基に自動的に作成した照会対象者ファイルを入力して地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の個人番号全件を一括照会する(照会対象者ファイルは特定個人情報ファイルに該当。)
- ⑦-2 当機構職員は、住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルを照会装置で参照し、個人番号が最新であることの確認を行う(本人確認情報照会結果ファイルは 特定個人情報ファイルに該当。)。照会対象者ファイル及び本人確認情報照会結果ファイルは、名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。
- ⑧ 当機構職員は、上記⑥、⑦-1、⑦-2の確認結果を基に、端末装置を操作することにより修正が必要な預金者情報データベースにおける預金者等データを修正し、名寄せ完了者については、預金者等からの依頼に応じて、預金保険で保護される預金の払戻し等を行う。

2. 名寄せデータのシステム検証時の取扱い



- ① 当機構は、預金保険法第37条に基づき、金融機関に対して、個人番号を含む名寄せデータを、当機構に提出することを求める。これを受け、当該金融機関は、個人番号を含む名寄せデータを、機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存する。
- ② 当該金融機関は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を当機構へ提出する。
- ③ 当機構預金保険部・検査部は、金融機関から、名寄せデータが収録された電子記録媒体の提出を受け、当機構システム統括室に当該電子記録媒体を引き継ぐ。当機構システム統括室は、読込装置により当機構の破綻処理業務システムに取り込む。破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。この際、名寄せを検証するための名寄せ検証用テーブルを作成する(名寄せ検証用テーブルは、各種預金者等情報とともに個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)。名寄せ検証用テーブルに記録されたデータへのアクセスは、障害発生時の対応として、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。なお、名寄せ検証用テーブルは、当機構データセンターに設置したストレージ装置に保存される。
- ④ 破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を破綻処理業務システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。名寄せ検証用ファイル(分析用)に、個人番号は記録されず、個人・法人番号の一致・不一致・登録有無の結果のみが記録される。なお、名寄せ検証用ファイル(分析用)は、当機構データセンターに設置したストレージ装置に保存される。
- ⑤ 当機構預金保険部・検査部は、名寄せ検証用ファイル(分析用)に収録された各種データを基に、端末装置により名寄せ検証用リストを出力し、金融機関から提出を受けたデータが機構指定フォーマットに基づいて作成されているか、また、名寄せデータが正確に登録されているかについて検証を実施する(端末装置は、個人番号を収録した名寄せ検証用テーブルにはアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証用リストに、個人番号は表示しない。)
- ⑥ 上記の検証結果を金融機関に還元し、不備データの内容確認・修正を依頼する(当該検証結果に、個人番号は掲載しない。)

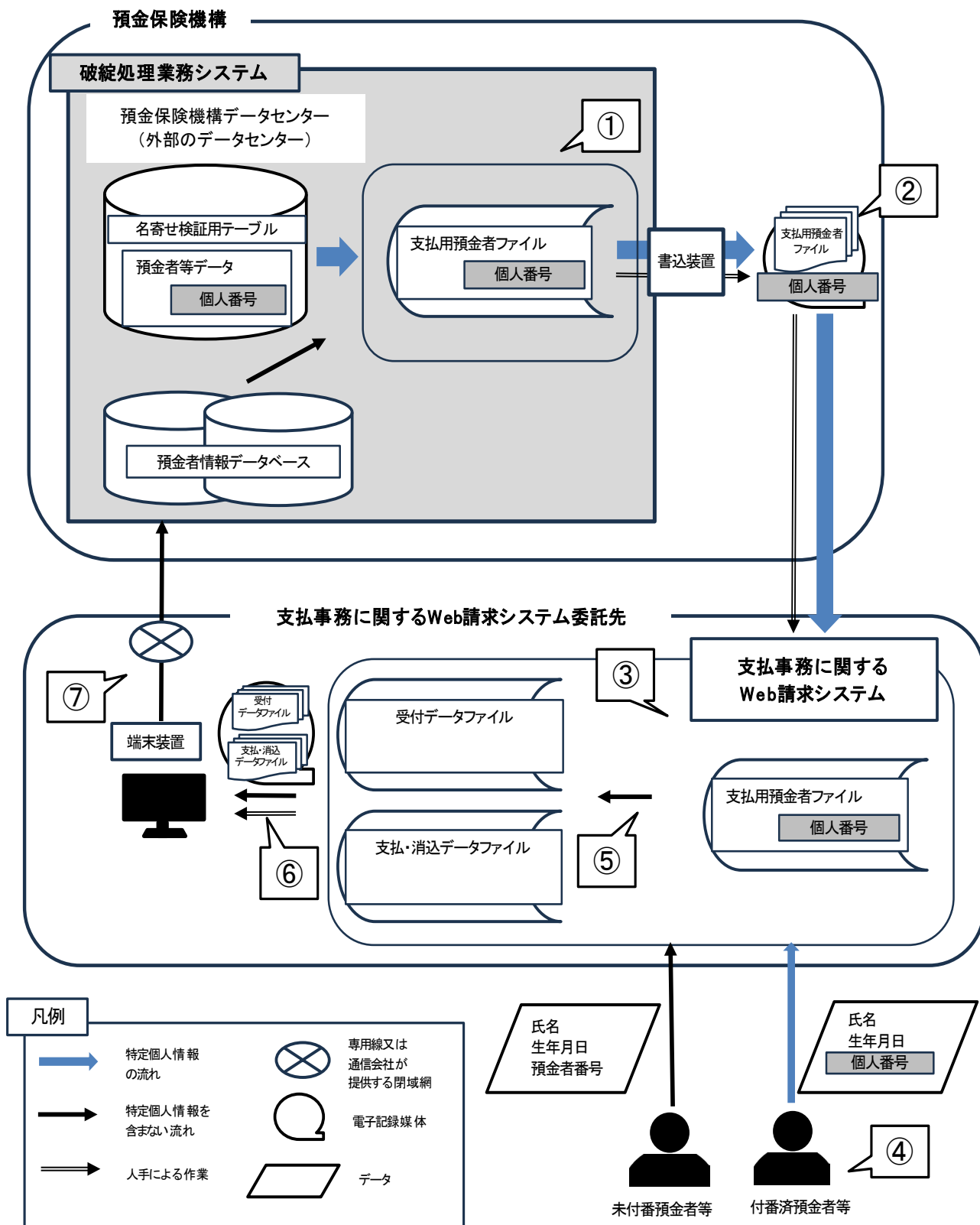
2. 名寄せデータのシステム検証時の取扱い【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】



- ① 当機構は、預金保険法第37条に基づき、金融機関に対して、個人番号を含む名寄せデータを、当機構に提出することを求める。これを受け、当該金融機関は、個人番号を含む名寄せデータを、機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存する。
- ② 当該金融機関は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を当機構へ提出する。
- ③ 当機構預金保険部・検査部は、金融機関から、名寄せデータが収録された電子記録媒体の提出を受け、当機構システム統括室に当該電子記録媒体を引き継ぐ。当機構システム統括室は、読込装置により当機構の破綻処理業務システムに取り込む。破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。この際、名寄せを検証するための名寄せ検証用テーブルを作成する(名寄せ検証用テーブルは、各種預金者等情報とともに個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)。名寄せ検証用テーブルに記録されたデータへのアクセスは、障害発生時の対応として、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。なお、名寄せ検証用テーブルは、当機構が契約したクラウド環境に保存される。
- ④ 破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を破綻処理業務システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。名寄せ検証用ファイル(分析用)に、個人番号は記録されず、個人・法人番号の一致・不一致・登録有無の結果のみが記録される。なお、名寄せ検証用ファイル(分析用)は、当機構が契約したクラウド環境に保存される。
- ⑤ 当機構預金保険部・検査部は、名寄せ検証用ファイル(分析用)に収録された各種データを基に、端末装置により名寄せ検証用リストを出力し、金融機関から提出を受けたデータが機構指定フォーマットに基づいて作成されているか、また、名寄せデータが正確に登録されているかについて検証を実施する(端末装置は、個人番号を収録した名寄せ検証用テーブルにはアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証用リストに、個人番号は表示しない。)
- ⑥ 上記の検証結果を金融機関に還元し、不備データの内容確認・修正を依頼する(当該検証結果に、個人番号は掲載しない。)

3. 支払事務における利用

(1)オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求



【オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求の概要】

当機構は、預金保険法第34条、第53条及び第70条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第395条、第466条及び第507条に基づき、預金者等への支払に関する事務を行う。この支払事務の実施にあたり、番号法第9条第1項別表の七十九の項及び九十九の二の項に基づき、預金者等からの個人番号の提供により、オンラインを利用した支払請求を受ける。

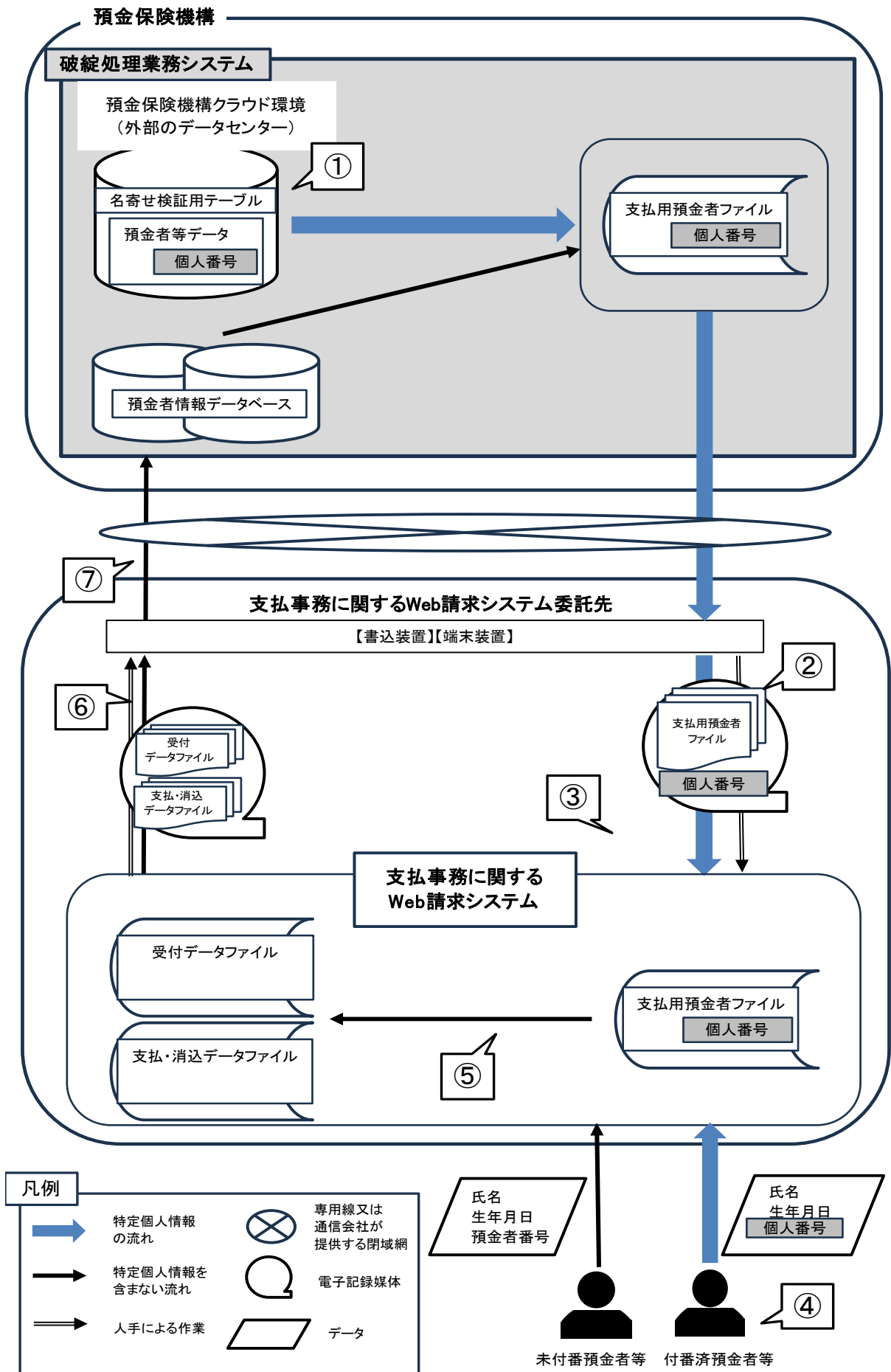
預金者等がオンラインで支払事務に関するWeb請求システムを使用して支払請求を行う方法は以下の2通り。

・付番済預金者等は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、個人番号を使用した請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。

・預金口座へ個人番号を付番していない預金者等(以下「未付番預金者等」という。)は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、当機構から預金者等へ通知する預金者番号(※)を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。
※預金者番号とは、当機構が同一預金者等を特定するために、支払事務における各支払において預金者等へ割り当てる番号。

- ① 破綻処理業務システムは、(別添1)事務の内容の1. 金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用において作成した個人番号を含む名寄せ用検証テーブル及び預金者情報データベースから、自動的に支払用預金者ファイルを作成する。支払用預金者ファイルは個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。
- ② 当機構は、システム管理者が破綻処理業務システムにおいて作成した支払用預金者ファイルを暗号化した上で電子記録媒体に書き込み後、職員が支払事務に関するWeb請求システム委託先へ搬送する。なお、電子記録媒体への書き込み後、破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルについて、破綻処理業務システムにこの支払用預金者ファイルを開覧する機能はなく、また電子記録媒体へ再書き込みを行う権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。この破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。
- ③ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構職員から電子記録媒体を受領し、電子記録媒体に格納された支払用預金者ファイルを支払事務に関するWeb請求システムに取り込む。支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。また、支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、支払事務に関するWeb請求システムへのデータの取込み後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先において物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。
- ④ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、支払事務に関するWeb請求システムへアクセスした預金者等に対し、マイナンバーカードを使用した本人確認を行ったのち、以下の手続きで、支払事務の対象となる預金者等からの請求であることの確認を行う。
付番済預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名、生年月日及び個人番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて個人番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。
未付番預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名及び生年月日の提供、並びに当機構が預金者等に送付する通知書により通知された預金者番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて預金者番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。
本人確認及び支払事務の対象となる預金者等からの請求であることの確認がされた付番済預金者及び未付番預金者は、支払事務に関するWeb請求システムで、支払明細を確認したのち、振込先口座の入力などの支払請求を行う。
なお、預金者等が提供した個人番号等のデータは、後続⑤の突合作業に使用されるが、支払事務に関するWeb請求システムには保存しない。
- ⑤ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、上記④における預金者によるデータ提供と並行して、本人確認、及び付番済預金者の提供した個人番号と支払用預金者ファイル内の個人番号の突合、また未付番預金者の提供した預金者番号と支払用預金者ファイルの預金者番号の突合により、請求者が支払事務の対象となる預金者等であることの確認を行う。請求者が支払事務の対象となる預金者等であることの確認がされた預金者等について、支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、受付データファイル及び支払消込データファイルを作成する。なお、受付データファイル及び支払消込データファイルには個人番号を含まない。
- ⑥ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構が貸与する電子記録媒体を使用して、支払事務に関するWeb請求システムで作成した受付データファイル及び支払消込データファイルを当機構が貸与した端末装置へ移送する。
- ⑦ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、端末装置へ移送した受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムにアップロードする。当機構は、アップロードされた受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムに取り込み、預金者情報データベースを更新するとともに、振込依頼データを作成し預金者等への支払を行う。

(1)オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求
 【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】



【オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求の概要】

当機構は、預金保険法第34条、第53条及び第70条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第395条、第466条及び第507条に基づき、預金者等への支払に関する事務を行う。この支払事務の実施にあたり、番号法第9条第1項別表の七十九の項及び九十九の二の項に基づき、預金者等からの個人番号の提供により、オンラインを利用した支払請求を受ける。

預金者等がオンラインで支払事務に関するWeb請求システムを使用して支払請求を行う方法は以下の2通り。

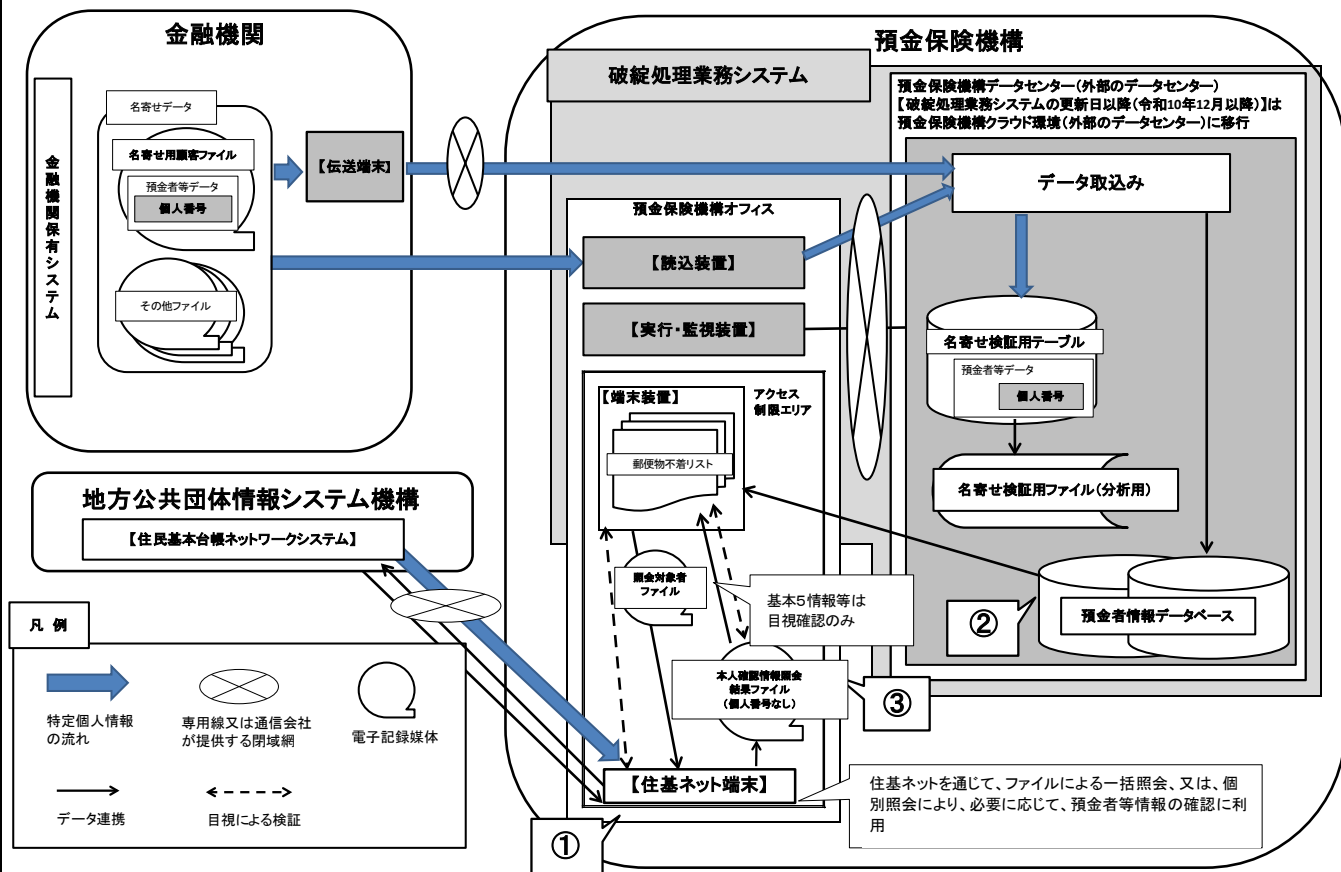
・付番済預金者等は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、個人番号を使用した請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。

・預金口座へ個人番号を付番していない預金者等(以下「未付番預金者等」という。)は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、当機構から預金者等へ通知する預金者番号(※)を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。

※預金者番号とは、当機構が同一預金者等を特定するために、支払事務における各支払において預金者等へ割り当てる番号。

- ① 破綻処理業務システムは、(別添1)事務の内容の1. 金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用において作成した個人番号を含む名寄せ用検証テーブル及び預金者情報データベースから、自動的に支払用預金者ファイルを作成する。
支払用預金者ファイルは個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。
- ② 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構の管理者の発行する特定個人情報の書き込み権限を付与されたIDを使用して、暗号化された支払用預金者ファイルを書込装置でダウンロードし、当機構が貸与するデータの完全消去の機能を有する電子記録媒体に書き込む。
- ③ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は上記②で電子記録媒体に格納した支払用預金者ファイルを支払事務に関するWeb請求システムに取り込む。また、支払用預金者ファイルが記録された電子記録媒体は、支払事務に関するWeb請求システムへのデータの取込み後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先がデータ消去し、当機構に報告する。
支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。
- ④ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、支払事務に関するWeb請求システムへアクセスした預金者等に対し、マイナンバーカードを使用した本人確認を行ったのち、以下の手続きで、支払事務の対象となる預金者等からの請求であることの確認を行う。
付番済預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名、生年月日及び個人番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて個人番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。
未付番預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名及び生年月日の提供、並びに当機構が預金者等に送付する通知書により通知された預金者番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて預金者番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。
本人確認及び支払事務の対象となる預金者等からの請求であることの確認がされた付番済預金者及び未付番預金者は、支払事務に関するWeb請求システムで、支払明細を確認したのち、振込先口座の入力などの支払請求を行う。
なお、預金者等が提供した個人番号等のデータは、後続⑤の突合作業に使用されるが、支払事務に関するWeb請求システムには保存しない。
- ⑤ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、上記④における預金者によるデータ提供と並行して、本人確認、及び付番済預金者の提供した個人番号と支払用預金者ファイル内の個人番号の突合、また未付番預金者の提供した預金者番号と支払用預金者ファイルの預金者番号の突合により、請求者が支払事務の対象となる預金者等であることの確認を行う。請求者が支払事務の対象となる預金者等であることの確認がされた預金者等について、支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、受付データファイル及び支払消込データファイルを作成する。なお、受付データファイル及び支払消込データファイルには個人番号を含まない。
- ⑥ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構が貸与するデータの完全消去の機能を有する電子記録媒体を使用して、支払事務に関するWeb請求システムで作成した受付データファイル及び支払消込データファイルを当機構が貸与した端末装置へ移送する。
- ⑦ 支払事務に関するWeb請求システム委託先は、端末装置へ移送した受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムにアップロードする。当機構は、アップロードされた受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムに取り込み、預金者情報データベースを更新するとともに、振込依頼データを作成し預金者等への支払を行う。

(2)預金者等の住所変更等により書面が不着となった場合の住基ネットの利用



- ① 当機構は、預金保険法第34条、第53条及び第70条ならびに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第395条、第466条及び第507条に基づき、保険金支払通知書等が不着となった場合預金者等への支払に関する事務を行う。この支払事務の実施に当たり、住民基本台帳法第30条の9別表第一の一三の項及び一三の二の項に基づき、保険金支払通知書等が不着となった場合に、住基ネットを利用し、預金者等の現況確認を行う。
- ② 当機構は、(別添1)事務の内容1.金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用の④において、破綻処理業務システムに作成された預金者情報データベースに記録されたデータを使用して、保険金支払通知書等を作成し、預金者等へ送付する。当機構が預金者等へ送付した保険金支払通知書等が宛所不明等により預金者等へ送付されず不着となった場合、不着の情報を預金者情報データベースに登録する。預金者情報データベースから不着となった預金者のリストとして、郵便物不着リストを出力する。
- ③ 不着となった預金者等については、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住基ネットを通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、預金者等の現況確認を行う。確認は目視にて行い、確認結果の帳票は出力しない。
ただし、住基ネットから照会結果をファイルで取得する場合には、破綻処理業務システムにおいて照会対象者ファイルを作成する際に、照会結果のファイルに個人番号を含まないようにシステム制御を行うため、本人確認情報照会結果ファイル(個人番号なし)は、特定個人情報ファイルに該当しない。
また、本人確認情報照会結果ファイル(個人番号なし)は、預金者等の現況確認が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。
当機構は、現況確認した結果をもとに、不着となった預金者等に対し連絡を取る。

(備考)

破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークからは分離するほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御やハードディスクの暗号化の措置を講じる。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステム的な措置を講じる。

- ・伝送端末：金融機関から提出された名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに転送する装置
- ・読込装置：当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置
- ・書込装置：破綻処理業務システムで作成した支払用預金者ファイルを電子記録媒体に書き込む装置
- ・実行・監視装置：破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置
- ・端末装置：機構において、名寄せに必要な預金者等情報が不足していたり、預金者等の同一性の判定に疑義がある預金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、預金者等情報の修正や補完を行う装置。委託先において、破綻処理業務システムとデータのやりとりを行う装置

(備考)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】

破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行うほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御やハードディスクの暗号化の措置を講じる。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステム的な措置を講じる。

- ・伝送端末：金融機関から提出された名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに転送する装置
- ・読込装置：当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置
- ・書込装置：破綻処理業務システムで作成した支払用預金者ファイル及び照会対象者ファイルを電子記録媒体に書き込む装置
- ・実行・監視装置：破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置
- ・端末装置：機構において、名寄せに必要な預金者等情報が不足していたり、預金者等の同一性の判定に疑義がある預金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、預金者等情報の修正や補完を行う装置。委託先において、破綻処理業務システムとデータのやりとりを行う装置
- ・照会装置：住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルを照会するための専用のスタンドアロン端末

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 名寄せ検証用テーブル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・預金保険制度の対象となる金融機関の預金者等
その必要性	・金融機関が破綻した場合に、同一預金者等が当該金融機関に有する複数の預金等口座を集約し、預金保険で保護される預金等の額を算定するため、上記を対象範囲とする必要がある。
④記録される項目	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務に係る) 情報
その妥当性	個人番号、その他識別情報、5情報(性別を除く。)、連絡先、その他(預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務に係る情報): 対象者を正確に特定するために必要 国税関係情報: 対象者に係る預金保険法第54条第1項に規定する利息等に係る所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定に関する事項を把握するために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成30年1月1日
⑥事務担当部署	預金保険部、検査部、システム統括室

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (預金保険制度の対象金融機関)						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (通信会社が提供する閉域網)						
③入手の時期・頻度	①金融機関の破綻処理が発生した都度 ②システム検証を実施する都度						
④入手に係る妥当性	①金融機関の破綻処理が発生した都度：預金保険法第55条の2第1項にその根拠が示されている。 ②システム検証を実施する都度：預金保険法第55条の2第4項及び預金保険法第37条にその根拠が示されている。						
⑤本人への明示	・当機構は、金融機関が保有する名寄せデータの一つとして、個人番号の提出を受け、利用するものであり、本人から直接入手しない。 ・入手根拠は上記④のとおり。						
⑥使用目的 ※	・金融機関が破綻した場合の名寄せを行う。 ・また、金融機関の破綻処理時の円滑な名寄せを確実なものとするため、平時のシステム検証においても、個人番号を含む名寄せデータの提出を受け、名寄せ処理を行った上で、機構指定フォーマットの掲載データに係る検証を行う。						
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>——</td> </tr> </table>	変更の妥当性	——				
変更の妥当性	——						
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>システム統括室</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	システム統括室	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
	使用部署 ※	システム統括室					
使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	・番号法別表(第9条関係)に規定される事務の範囲内で、金融機関から提供を受けた個人番号を含む名寄せデータにより、同一の預金者等が同一金融機関内に保有する複数の預金等口座を集約する。						
	<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td>・同一の預金者等が同一金融機関内に保有する複数の預金等口座を集約するため、同一人物か否かを預金者等の個人番号の一致・不一致により確認する。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>・個人番号の収録件数の集計や収録率の算出などを行う。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>・預金保険で保護される預金等に係る債権の額を把握できる。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	・同一の預金者等が同一金融機関内に保有する複数の預金等口座を集約するため、同一人物か否かを預金者等の個人番号の一致・不一致により確認する。	情報の統計分析 ※	・個人番号の収録件数の集計や収録率の算出などを行う。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・預金保険で保護される預金等に係る債権の額を把握できる。
情報の突合 ※	・同一の預金者等が同一金融機関内に保有する複数の預金等口座を集約するため、同一人物か否かを預金者等の個人番号の一致・不一致により確認する。						
情報の統計分析 ※	・個人番号の収録件数の集計や収録率の算出などを行う。						
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・預金保険で保護される預金等に係る債権の額を把握できる。						
⑨使用開始日	平成30年1月1日						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※

- ・特定個人情報が記録されたデータは、当機構のデータセンター（バックアップデータセンターを含む。）内に設置されたストレージ装置に、暗号化した状態で保存する。当機構のデータセンターは、入退室認証設備のほか、施錠装置、警報装置、監視設備を設置し、管理を行う。
- ・金融機関から提出を受けた特定個人情報が記録された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。

【破綻処理業務システムの更改日以降（令和10年12月以降）】

- ・本システムは、当機構が契約したクラウド環境に構築する。また、特定個人情報が記録されたデータは、同環境に暗号化された状態で保存する（バックアップデータについても、同環境に暗号化された状態で保存する）。
- ・当機構が契約したクラウド環境が設置されるデータセンターはISO9001、ISO/IEC27001の認証を取得し、日本データセンター協会が規定するデータセンターファシリティスタンダードTier 3以上相当のサービスレベルを有する。また、所在地は日本国内である。
- ・データセンター内コンピュータ室には許可された利用者のみが入退室可能であり、入退記録をログとして保管し、監視カメラを設置する。スマートフォン等機器等の持込みは制限される。
- ・本システムが利用予定のクラウドサービスは、ISMAPに登録されたサービスであり、かつ、ISO/IEC27017:2015等の認証を取得しているサービスである。
- ・当該クラウドサービスは十分な稼働実績を有し、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられている。契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。また、法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護している。
- ・金融機関から提出を受けた特定個人情報が記録された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。

②保管期間

期間

＜選択肢＞

1) 1年未満	2) 1年	3) 2年
4) 3年	5) 4年	6) 5年
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上
10) 定められていない		

[定められていない]

②保管期間

その妥当性

- ・システム検証時に取り扱った特定個人情報については、検証が終了した都度、消去・廃棄する扱いとする（保管期間は1年未満）。
- ・一方、金融機関の破綻処理時に利用した特定個人情報については、すべての預金者等の名寄せが完了し、預金保険で保護される預金の払戻し等が終了した後、破綻処理事務の観点から保有の必要性がなくなった際に、消去・廃棄する扱いとする。

③消去方法

- ・当機構のデータセンター内に設置されたストレージ装置に保存されている特定個人情報データについては、当該金融機関の破綻処理事務の観点から保有の必要性がなくなった時点で、金融機関の破綻処理時はシステム管理者が、名寄せデータのシステム検証時は当機構預金保険部・検査部が消去（消去プログラムを作動）する。また、金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にする。

【破綻処理業務システムの更改日以降（令和10年12月以降）】

- ・当機構が契約したクラウド環境に保存されている特定個人情報データについては、クラウド事業者によるアクセスが制限されており、当該金融機関の破綻処理事務の観点から保有の必要性がなくなった時点で、金融機関の破綻処理時はシステム管理者が、名寄せデータのシステム検証時は当機構預金保険部・検査部が消去（消去プログラムを作動）する。また、金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にする。
- ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてNIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠した廃棄プロセスを確保している。
- ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できる。

7. 備考

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報照会結果ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・預金保険制度の対象となる金融機関の預金者等
その必要性	・金融機関が破綻した場合に、同一預金者等が当該金融機関に有する複数の預金等口座を集約し、預金保険で保護される預金等の額を算定するため、上記を対象範囲とする必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、5情報、その他住民票関係情報:対象者を正確に特定するために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成30年1月1日
⑥事務担当部署	預金保険部、システム統括室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	・金融機関の破綻処理が発生した都度	
④入手に係る妥当性	・地方公共団体情報システム機構より本人確認情報を入手する方法を専用線とするのは、同機構の定めによる。 ・金融機関の破綻処理が発生した都度入手するのは、預金保険法第55条の2第1項にその根拠が示されている。	
⑤本人への明示	・当機構は、地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手し、利用するため、本人から直接入手しない。 ・入手根拠は上記④のとおり。	
⑥使用目的 ※	・金融機関が破綻した場合の名寄せを行う。	
	変更の妥当性	——
⑦使用の主体	使用部署 ※	預金保険部、システム統括室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
⑧使用方法 ※	・金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、必要に応じて、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により検証・補完を行う。 【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により検証・補完を行う。	
	情報の突合 ※	・金融機関から提出を受けた名寄せデータと、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報を突合し、名寄せ結果の検証・補完を行う。
	情報の統計分析 ※	——
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	預金保険で保護される預金等に係る債権の額を把握できる。
⑨使用開始日	平成30年1月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 支払用預金者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・預金保険制度の対象となる金融機関の預金者等のうち、支払事務の対象となる預金者等
その必要性	・金融機関が破綻した際の支払事務において、オンラインでの支払請求の実現のため、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることを確認が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・金融機関が破綻した際の支払事務において、支払事務の対象となる預金者等が支払請求の手続を、支払事務に関するWeb請求システムでマイナンバーカードを利用しオンライン上で行うことにより、早期の支払を可能とするために利用する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (支払事務に関係する情報)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(預金者番号)、5情報(性別、住所を除く。): 請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることを確認するために必要 ・国税関係情報: 支払に含まれる預金保険法第54条第1項に規定する利息等に係る所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定に関する事項を支払事務の対象となる預金者等へ提示するために必要 ・地方税関係情報: 支払に含まれる預金保険法第54条第1項に規定する利息等に係る地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する規定の事項を請求者へ提示するために必要 ・その他: 請求者が対象となる支払内容を確認及び同意することで、請求を受け付けるために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)の公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日以降
⑥事務担当部署	預金保険部、システム統括室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (預金保険制度の対象金融機関)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット回線(TLSによる暗号化通信)及び通信会社が提供する閉域網)	
③入手の時期・頻度	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)の公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日以降に、支払事務の発生都度	
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の79の項及び99の2の項に基づき、支払事務において個人番号の利用について根拠が示されている。 ・支払事務の実施にあたり、請求者と預金者等の同一性の確認を正確に実施するために、請求者が支払事務に関するWeb請求システムにおける請求においてマイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションを使用して提供する個人番号と、支払用預金者ファイルに記録された個人番号を突合する必要がある。 	
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の79の項及び99の2の項に該当しており、番号法により明示されている。 ・また、請求者が支払内容を確認し、同意した上で支払請求の手続を行うため、個人番号の利用について、支払事務に関するWeb請求システムの画面に明示する。 	
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が破綻した際の支払事務において、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることの確認を正確に実施するため。 ・金融機関が破綻した際の支払事務において、請求者が支払請求の手続をマイナンバーカードを利用して、オンライン上で手続を行うことにより、早期の支払を可能とするため。 	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	預金保険部
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑧使用方法 ※		・金融機関が破綻した際の支払事務において、オンラインでの支払請求の実現のため、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることの確認を正確かつ効率的に実施できるよう、個人番号を利用する。
	情報の突合 ※	・支払事務に関するWeb請求システムを利用して、請求者から提供された個人番号と支払用預金者ファイルの個人番号を突合し、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることの確認を正確に実施する。(請求者から提供を受けた個人番号は突合に利用するのみで支払事務に関するWeb請求システム、支払用預金者ファイル、受付データファイル及び支払消込データファイルには記録しない。)
	情報の統計分析 ※	・特定個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・該当なし
⑨使用開始日	令和10年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	支払事務に関するWeb請求システムに係る部分	
①委託内容	支払事務に関するWeb請求システムの運用保守等業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	支払事務の対象となる預金者等	
その妥当性	支払事務に関するWeb請求システムの運用保守を適切に実施するには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること等を踏まえ、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが必要であるため。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (通信会社が提供する閉域網) 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。): <input type="radio"/> → 無し、その他: 無し → <input type="radio"/>	
⑤委託先名の確認方法	調達結果(委託先名)は、ホームページ公表により、国民等が確認可能。	
⑥委託先名	支払事務に関するWeb請求システムの運用保守等業務(※未調達のため委託先名は未定)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。 ・委託先は本件業務の委託についての再委託の承諾を求める場合には、当機構に次の①から⑨を記載した業務再委託申出書を提出するとともに、⑩及び⑪に記載した文書及び再委託に係る履行体制図も併せて提出することとする。 ①再委託先名称(商号) ②本社:所在地、電話番号、資本金及び売上高、業務内容、従業員数、拠点数 ③代表者:役職、氏名 ④再委託先の経営状況等 ⑤再委託する業務の内容 ⑥再委託に係る再委託先との契約金額 ⑦再委託の必要性 ⑧再委託する業務を実施する場所 ⑨再委託先が再委託に係る業務を適切に履行する能力及び体制を備えるものであることその他当機構が求める情報 ⑩再委託先が委託先に対して負うセキュリティ水準(委託先と同等以上のものに限る)具備義務の具体的内容 ⑪再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法
	⑨再委託事項	・「①委託内容」に記載する業務の一部を再委託する。 ・「⑧再委託の許諾方法」に記載の業務再委託申出書の中で定義する。
委託事項2～5		
委託事項6～10		

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>【支払事務に関するWeb請求システム】 クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービス又は、ISMAPと同等レベルのセキュリティレベルである。 ・番号法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが定める管理対策にのっとり、システム開発・運用ができるサービスである。 ・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられているサービスである。 ・契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。 ・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内である。 ・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護する。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている。</p> <p>【破綻処理業務システム、支払事務に関するWeb請求システム】 電子記録媒体に係る要件は、主に次を満たすものとする。 ・電子記録媒体を保管する場合には、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、施錠可能なケースに入れて持ち運びを行う。</p> <p>【破綻処理業務システム、支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 電子記録媒体に係る要件は、主に次を満たすものとする。 ・電子記録媒体を保管する場合には、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[1年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>・支払事務における各支払期間が終了した都度及び不要となった都度、支払用預金者ファイルのデータを消去・廃棄する扱いとする(保管期間は1年未満)。</p>												
③消去方法		<p>【支払事務に関するWeb請求システム】 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保している。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できる。 ・支払用預金者ファイルのデータを記録した電子記録媒体については、本システムの委託先において、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。</p> <p>【支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保している。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できる。 ・電子記録媒体から支払用預金者ファイルのデータを消去する場合、本システムの委託先において、データを完全に消去するとともに、当機構に対して報告する。</p>												
7. 備考														

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 (4)照会対象者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1,000万人以上] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・預金保険制度の対象となる金融機関の預金者等
その必要性	・金融機関が破綻した場合に、同一預金者等が当該金融機関に有する複数の預金等口座を集約し、預金保険で保護される預金等の額を算定するため、上記を対象範囲とする必要がある。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)
⑥事務担当部署	預金保険部、システム統括室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (預金保険制度の対象金融機関)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (通信会社が提供する閉域網)	
③入手の時期・頻度	・金融機関の破綻処理が発生した都度	
④入手に係る妥当性	・預金保険法第55条の2第1項にその根拠が示されている。	
⑤本人への明示	・当機構は、金融機関が保有する名寄せデータの一つとして、個人番号の提出を受け、利用するものであり、本人から直接入手しない。 ・入手根拠は上記④のとおり。	
⑥使用目的 ※	・金融機関が破綻した場合の名寄せを行う。	
変更の妥当性	——	
⑦使用の主体	使用部署 ※	預金保険部、システム統括室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、地方公共団体情報システム機構に照会を行う。	
情報の突合 ※	地方公共団体情報システム機構で個人番号の突合を行う。	
情報の統計分析 ※	——	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・預金保険で保護される預金等に係る債権の額を把握できる。	
⑨使用開始日	令和10年12月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・電子記録媒体は、地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに廃棄する扱いとするため、施錠可能なキャビネット等にて保管しない。	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">1) 1年未満</div> <div style="text-align: center;">2) 1年</div> <div style="text-align: center;">3) 2年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">4) 3年</div> <div style="text-align: center;">5) 4年</div> <div style="text-align: center;">6) 5年</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</div> <div style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</div> <div style="text-align: center;">9) 20年以上</div> </div> <div style="text-align: center;">10) 定められていない</div>
	その妥当性	・地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに電子記録媒体を廃棄する扱いとする。
③消去方法	・電子記録媒体は、専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にするほか、管理簿にて消去管理を行うこととする。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【名寄せ検証用テーブル】

1. データ区分、2. データ種類、3. 金融機関コード、4. 店舗コード、5. CIF(顧客)番号、6. 非対象者区分、7. 個人・法人コード、8. 名寄せ用氏名(法人名)(カナ)、9. 変換後氏名(法人名)(カナ)、10. 氏名(法人名)(漢字)、11. 生年月日(設立年月日)、12. 電話番号、13. 変換後電話番号、14. 氏名(法人名)(カナ)、15. 郵便番号、16. 住所文字判定区分、17. 住所または所在地、18. (課税情報)金融機関等区分、19. 口座開設日、20. 元本元帳残高、21. 未払経過利息額、22. 不適格預金区分、23. 非課税法人区分、24. 連名預金区分、25. DC預金区分、26. 子供銀行預金区分、27. 決済用預金区分1、28. 決済用預金区分2、29. 決済用預金区分3、30. 預金店舗コード、31. 注意コード区分、32. 氏名(漢字)姓、33. 氏名(漢字)名、34. 個人・法人番号、35. 名寄せ前機構CIF番号、36. 機構CIF番号、37. 名寄せ不能区分、38. 名寄せ未済事由区分、39. 追加名寄せ対象区分、40. 誤名寄せ金額選定対象、41. 複数受益者信託区分、42. 預金口座有無フラグ、43. 個人事業主区分、44. DC預金加入者区分、45. (クレンジング前)氏名(法人名)(漢字)、46. (クレンジング前)郵便番号、47. (クレンジング前)住所または所在地、48. (クレンジング出力項目)姓、49. (クレンジング出力項目)名、50. (クレンジング出力項目)郵便番号、51. (クレンジング出力項目)バーコード、52. (クレンジング出力項目)JIS住所コード、53. (クレンジング出力項目)個人信頼度、54. (クレンジング出力項目)法人信頼度、55. (クレンジング出力項目)住所コードフラグ、56. 誤名寄せ確認用残高

【本人確認情報照会結果ファイル】

1. 要求レコード番号、2. 提供事務区分、3. 個人番号提供事務区分、4. 対象者識別情報、5. 照会対象期間(開始年月日)、6. 照会対象期間(終了年月日)、7. 照会基準日、8. 消除者の要否、9. 対象者住民票コード、10. 対象者氏名(漢字)、11. 対象者氏名(かな)、12. 対象者生年月日、13. 対象者性別、14. 対象者住所、15. 対象者住所(市町村コード)、16. 対象者個人番号、17. 予備、18. 処理結果コード、19. 照会結果レコード数、20. 照会結果レコード連番、21. 照会一致項目、22. 異動有無、23. 生存状況、24. 変更状況、25. 住民票コード、26. 氏名(漢字)、27. 氏名(かな)、28. 生年月日、29. 性別、30. 住所、31. 個人番号、32. 付随情報(異動事由)、33. 付随情報(異動年月日)、34. 外字情報 氏名外字数、35. 外字情報 住所外字数、36. 外字データレコード数、37. 市町村コード、38. 不参加団体対象フラグ、39. 検索パターン番号、40. 旧氏(漢字)、41. 旧氏(かな)、42. 外字情報 旧氏外字数、43. 予備

【支払用預金者ファイル】

①保険金支払

1. データ区分、2. レコード区分、3. 媒体識別コード、4. 処理区分、5. レコードタイプ、6. シーケンスNO、7. 金融機関コード、8. 金融機関名一漢字、9. 作業日、10. 分割NO、11. 書式コード、12. 機構CIF番号、13. 支払回数、14. 支払通知書発行番号、15. 通知区分、16. チェックディジット、17. 保険金支払通知書作成日、18. 氏名(法人名)区分、19. 氏名(法人名)、20. 預金者番号、21. 支払額、22. 破綻日、23. 保険金支払開始日、24. 保険金支払終了日、25. 個人番号、26. 生年月日(設立年月日)、27. 保険金額合計、28. うち元本部分合計、29. うち利息等部分合計、30. 支払保留額合計、31. 仮払金支払額合計、32. 利息等課税額(国税)合計、33. 利息等課税額(地方税)合計、34. 預金等払戻額合計、35. 店舗番号、36. 預金種目、37. 口座番号、38. 口座枝番号、39. 残高(元本)、40. 利息等、41. 被担保債権額、42. 担保権者名、43. 保険金額(元本)、44. 保険金額(元本)(うち支払保留額)、45. 保険金額(利息等)、46. 保険金額(利息等)(うち支払保留額)、47. 利息等課税額(国税)、48. 利息等課税額(地方税)、49. 保険金額(うち支払保留額)合計、50. 支払保留率

②概算払

1. データ区分、2. レコード区分、3. 媒体識別コード、4. 処理区分、5. シーケンスNO、6. 金融機関コード、7. 邦貨区分、8. 金融機関名一漢字、9. 作業日、10. 分割NO、11. 書式コード、12. 機構CIF番号、13. 支払回数、14. 支払請求発行番号、15. 通知区分、16. チェックディジット、17. 買取通知書作成日、18. 氏名(法人名)区分、19. 氏名(法人名)、20. 預金者番号、21. 支払額、22. 破綻日、23. 概算払率、24. 概算払支払開始日、25. 概算払支払終了日、26. 個人番号、27. 生年月日(設立年月日)、28. 預金等債権買取価額(概算払額)、29. 利息等課税額(国税分)、30. 利息等課税額(地方税分)、31. 店舗番号、32. 預金種目、33. 口座番号、34. 口座枝番号、35. 買取対象元本、36. 買取対象利息等、37. 概算払額、38. うち利息等とみなされる額、39. 利息等課税額(国税)、40. 利息等課税額(地方税)、41. 概算払額合計、42. 利息等課税額合計、43. 通貨種類、44. 買取対象元本(外貨)、45. 買取対象利息等(外貨)、46. 概算払額(外貨)、47. 邦貨換算為替レート、48. 換算単位

③精算払

1. データ区分、2. レコード区分、3. 通知区分、4. 金融機関コード、5. 支払回数、6. 金融機関名(漢字)、7. 作業日、8. 分割NO、9. 書式コード、10. 精算払受付開始日、11. 精算払受付終了日、12. 機構CIF番号、13. 支払通知書発行番号、14. チェックディジット、15. 預金者番号、16. 機構預金者氏名一カナ、17. 機構預金者氏名区分、18. 機構預金者氏名、19. 生年月日(設立年月日)、20. 精算払額、21. 利息等課税額(国税)、22. 利息等課税額(地方税)、23. 支払額、24. 振込実績フラグ、25. 振込先金融機関名称、26. 振込先金融機関店舗名称、27. 振込先預金種目略称、28. 振込先口座番号、29. 受取人名(カナ)、30. 個人番号

④弁済金支払

1. データ区分、2. レコード区分、3. 通知区分、4. 金融機関コード、5. 支払回数、6. 金融機関名(漢字)、7. 作業日、8. 分割NO、9. 書式コード、10. 受付開始日、11. 受付終了日、12. 機構CIF番号、13. 支払通知書発行番号、14. 受領日、15. チェックディジット、16. 預金者番号、17. 支払方法コメント、18. 振込実績フラグ、19. 氏名(法人名)(カナ)、20. 機構預金者氏名区分、21. 機構預金者氏名、22. 生年月日(設立年月日)、23. 弁済金額、24. 支払額、25. 利息等課税額(国税)、26. 利息等課税額(地方税)、27. 振込先金融機関名称、28. 振込先金融機関店舗名称、29. 振込先預金種目略称、30. 振込先口座番号、31. 受取人名(カナ)、32. 個人番号

⑤配当金支払

1. データ区分、2. レコード区分、3. 通知区分、4. 金融機関コード、5. 支払回数、6. 金融機関名(漢字)、7. 作業日、8. 分割NO、9. 書式コード、10. 受付開始日、11. 受付終了日、12. 機構CIF番号、13. 支払請求書発行番号、14. 受領日、15. チェックディジット、16. 預金者番号、17. 支払方法コメント、18. 振込実績フラグ、19. 氏名(法人名)(カナ)、20. 機構預金者氏名区分、21. 機構預金者氏名、22. 生年月日(設立年月日)、23. 弁済・配当金額、24. 支払額、25. 利息等課税額(国税)、26. 利息等課税額(地方税)、27. 振込先金融機関名称、28. 振込先金融機関店舗名称、29. 振込先預金種目略称、30. 振込先口座番号、31. 受取人名(カナ)、32. 個人番号

※支払事務に関するWeb請求システム、破綻処理業務システムにおいて、上記「機構CIF番号」を利用して対象となる預金者等の各種情報を管理し、「預金者番号」を利用して支払用預金者ファイルの対象となる預金者等のデータを管理する。

※支払事務に関するWeb請求システムにおいて、上記「個人番号」を利用して、対象となる預金者等を識別する。

※マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションから取得する情報(個人番号、氏名、生年月日)は保存しない。(突合のみに利用。)

【照会対象者ファイル】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】

1. 対象者個人番号、2. 対象者識別情報(要求レコード作成日時、CIF(顧客)店舗コード、CIF(顧客)番号)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)名寄せ検証用テーブル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・預金保険制度の対象金融機関が保有する名寄せデータを、当該金融機関から提出を受けるものであり、これ以外に入手する経路はないため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・当機構が金融機関より提出を受ける名寄せデータのフォーマットとなる機構指定フォーマットは、当機構があらかじめ名寄せに関して提出する項目を指定したフォーマットである。このため、当該フォーマットに基づいて作成したデータには必要な事項以外の情報が含まれていない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・当機構は、特定個人情報の入手元である金融機関に対して、機構指定フォーマットに基づいて作成された名寄せデータの提出を依頼することになるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・特定個人情報の入手元である金融機関が番号法第16条に基づき本人確認を行うこととなる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号の真正性については、当機構では確認を行っておらず、特定個人情報の入手元である金融機関が(番号法第16条に基づき本人確認を行う際に併せて)確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・金融機関の破綻処理時及びシステム検証時に入手する個人番号については、破綻処理及びシステム検証が終了した都度、消去・廃棄することから、常に新しい特定個人情報を入手することとなり、その特定個人情報の正確性については、入手元である金融機関が確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・破綻処理時及びシステム検証時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。また、システム検証時に、金融機関が電子記録媒体を送付する場合は、上記扱いと合わせて、書留等による追跡可能な方法により送付する扱いとする。</p> <p>・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステムの措置を講じる。</p> <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>・破綻処理時及びシステム検証時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。また、システム検証時に、金融機関が電子記録媒体を送付する場合は、上記扱いと合わせて、書留等による追跡可能な方法により送付する扱いとする。</p> <p>・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<hr/>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム(個人番号と既存番号の対照テーブルなどを用い複数の事務で個人番号を共通して参照するシステム)の利用はない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・名寄せに利用するシステムは、破綻処理業務システムと住基ネットのみであるが、それぞれ独立しており、他のシステムからアクセス制御又は分離されていることや、当該システムを他の事務に利用することもないことから、特定個人情報が事務に必要な情報と紐付けられることはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置では、ログイン時にIDとパスワードにより認証管理を行う。また、ログイン時とは別に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行う。なお、特定個人情報へのアクセス権限は、システム管理者のみに限定する。 【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置では、ログイン時にIDとパスワードにより認証管理を行う。また、ログイン時とは別に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行う。なお、特定個人情報(名寄せ検証用テーブル)へのアクセス権限は、システム管理者のみに限定する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、アクセス権限を管理する者が、業務上の責務と必要性に従い、必要最小限の範囲に限り、ID・パスワードを発効する。また、人事異動等により、アクセス権限が不要になった場合には、アクセス権限を管理する者がID・パスワードを失効する。さらに、アクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・破綻処理業務システムの各端末・装置のユーザIDは、必要最小限の範囲に限り、ID・パスワードを発効する。 ・アクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、特定個人情報にアクセスした履歴や個人情報の書き出し作業の履歴はログとして保存する。ログは、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・破綻処理業務システムに特定個人情報ファイルを取り込む際に利用する伝送端末や読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を操作者が見ることができないようにした上で、操作者をユーザIDやパスワードにより限定している。破綻処理業務システムで保有する個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステムの措置を講じる。なお、破綻処理業務システムの各端末・装置は、インターネットから分離している。</p> <p>・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報へのアクセス権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定し、操作者はアクセスできないようシステム制御を行う。また、システム管理者については、アクセス履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックする。</p> <p>・金融機関から提出を受けた特定個人情報が保存された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。</p> <p>・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。</p> <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>・破綻処理業務システムに特定個人情報ファイルを取り込む際に利用する伝送端末や読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を操作者が見ることができないようにした上で、操作者をユーザIDやパスワードにより限定している。破綻処理業務システムで保有する個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステムの措置を講ずる。なお、破綻処理業務システムの各端末・装置におけるインターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行う。</p> <p>・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報(名寄せ検証用テーブル)へのアクセス権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定し、操作者はアクセスできないようシステム制御を行う。また、システム管理者については、アクセス履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックする。</p> <p>・金融機関から提出を受けた特定個人情報が保存された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。</p> <p>・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、IDとパスワードで操作者が限定されているほか、特定個人情報ファイルへのアクセスはシステム管理者以外できない。また、インターネットから分離している。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステムの措置を講じる。</p> <p>・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報ファイル(名寄せ検証用テーブル)については、全て暗号化されているほか、アクセスの履歴をログとして保存しており、不正利用があった場合はユーザ及び業務処理を特定できる。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。</p> <p>・金融機関から提出を受けた電子記録媒体は暗号化されており、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置が利用する回線は通信会社が提供する閉域網であり、暗号化及びセキュアな通信を行っており安全性が確保されている。また、データセンターやサーバ室は入退室が管理されている。</p> <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、IDとパスワードで操作者が限定されているほか、特定個人情報ファイル(名寄せ検証用テーブル)へのアクセスはシステム管理者以外できない。また、インターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行う。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、システムの措置を講じる。</p> <p>・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報ファイル(名寄せ検証用テーブル)については、全て暗号化されているほか、アクセスの履歴をログとして保存しており、不正利用があった場合はユーザ及び業務処理を特定できる。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。</p> <p>・金融機関から提出を受けた電子記録媒体は暗号化されており、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置が利用する回線は製品認証のための特定URLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網であり、暗号化及びセキュアな通信を行っており安全性が確保されている。また、データセンターやサーバ室は入退室が管理されている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>_____</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>・特定個人情報を保管するサーバ機器は、当機構データセンターにおいて管理しており、当該データセンターでは、入退室認証設備のほか、施錠装置、警報装置、監視設備を設置する。</p> <p>・端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し、部外者の侵入を防止する。</p> <p>・電子記録媒体の読込装置や、実行・監視装置は、当機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置する。</p> <p>・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。</p> <p>・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。</p> <p>・データセンター内コンピュータ室に機器（撮影機器を除く）や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、データセンター入館入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。</p> <p>・データセンター内コンピュータ室に入室する際には、デジタルカメラ等撮影機器や携帯電話の持ち込みを禁止する。</p> <p>【破綻処理業務システムの更改日以降（令和10年12月以降）】</p> <p>・端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。</p> <p>・電子記録媒体の読込装置や、実行・監視装置は、当機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置する。</p> <p>・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。</p> <p>・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。</p> <p>・本システムは、当機構が契約したクラウド環境に構築する。また、特定個人情報が記録されたデータは、同環境に暗号化された状態で保存する（バックアップデータについても、同環境に暗号化された状態で保存する）。</p> <p>・当機構が契約したクラウド環境が設置されるデータセンターはISO9001、ISO/IEC27001の認証を取得し、日本データセンター協会が規定するデータセンターファシリティスタンダードTier 3以上相当のサービスレベルを有する。また、所在地は日本国内である。</p> <p>・データセンター内コンピュータ室には許可された利用者のみが入退室可能であり、入退記録をログとして保管し、監視カメラを設置する。スマートフォン等の機器等の持込みは制限される。</p> <p>・本システムが利用予定のクラウドサービスは、ISMAPに登録されたサービスであり、かつ、ISO/IEC27017:2015等の認証を取得しているサービスである。</p> <p>・当該クラウドサービスは十分な稼働実績を有し、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられている。契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。また、法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護している。</p>

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステムの措置を講じる。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、インターネットと分離された通信会社が提供する閉域網を利用するほか、インターネットや他のネットワークに接続できない専用端末を使用するなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。</p> <p>・個人番号を保管する名寄せ検証用テーブルへのアクセスについては、取扱者をシステム管理者のみに限定する。システム管理者のアクセスについては、履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックすることとする。</p> <p>・出力する全ての紙媒体には個人番号は印字されない。</p> <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、システムの措置を講じる。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、製品認証のための特定URLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網を利用するほか、インターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行うなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。</p> <p>・個人番号を保管する名寄せ検証用テーブルへのアクセスについては、取扱者をシステム管理者のみに限定する。また、クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。システム管理者のアクセスについては、履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックすることとする。</p> <p>・出力する全ての紙媒体には個人番号は印字されない。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存者の個人番号の管理と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の破綻処理時の名寄せに利用する特定個人情報は、金融機関の破綻時(保険事故発生時)が基準となるため、名寄せの事務処理上、特定個人情報を更新する必要はない。 また、システム検証時に取り扱う特定個人情報は、検証が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、削除した旨を記録する。 情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。 金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。 <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、削除した旨を記録する。 情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。 金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・「預金保険機構保有個人情報管理規程」において、当機構が保有する特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応として、以下のとおり定めている。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等の事案、その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合、その事案等を認識した職員は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。</p> <p>②保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、主任保護管理者を経由し、総括保護管理者に報告する。</p> <p>③総括保護管理者は、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には速やかに所定の手続を行うとともに、金融庁及び財務省に報告する。</p> <p>④上記の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。</p> <p>また、当該措置を行う事案については、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報照会結果ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住基ネットによる一括照会は、本人確認情報として照会が必要な対象者を収録したシステムファイルを送受信することにより、本人確認情報を取得することになるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から提供される情報は、本人確認情報（個人番号＋基本5情報等）となっており、必要な情報以外を入手することはできない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から、本人確認情報を入手する際には、住基ネット端末操作者を限定した上で、専用回線によるデータ送受信となることから、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から入手するものであり、本人から直接提出を受けるものではないため、当機構において本人確認措置は義務付けられていない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号の真正性については、入手元である地方公共団体情報システム機構が確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・金融機関ごとに地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を照会し、提出を受けた本人確認情報により名寄せの検証・補完が終了した都度、消去・廃棄することから、常に新しい特定個人情報を入手することとなり、その特定個人情報の正確性については、入手元である地方公共団体情報システム機構が確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構との接続は専用回線のみであり、インターネットと接続していない。また、住基ネットより特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、住基ネット端末管理者の許可を得ており、立会人を設けて不正に複製できない取扱いとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム(個人番号と既存番号の対照テーブルなどを用い複数の事務で個人番号を共通して参照するシステム)の利用はない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・名寄せに利用するシステムは、破綻処理業務システムと住基ネットのみであるが、それぞれ独立しており、他のシステムからアクセス制御又は分離されていることや、当該システムを他の事務に利用することもないことから、特定個人情報が事務に必要な情報と紐付けられることはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・住基ネット端末管理者が、住基ネット端末操作者を指定した上で、個人ごとに利用権限を設定し、住基ネットの生体認証装置によるユーザ認証を行うことで管理する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効は、システムのアクセス権限を管理する者が、業務上の責務と必要性に従い、必要最小限の範囲に限って行う。また、アクセス権限の失効は、システムのアクセス権限を管理する者が、アクセス権限を削除し、削除の記録を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムのアクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存され、住基ネット端末管理者が、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。 ・電子記録媒体は、管理簿に記録し管理する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定する。 ・住基ネット端末はプリンタと接続しないため、データを紙出力できない。また、住基ネット端末には特定個人情報を保存しない扱いとする。住基ネットより入手した特定個人情報を記録した電子記録媒体については、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者の立会の下で速やかに消去・廃棄する。さらに、電子記録媒体の情報を閲覧する端末装置にも個人番号が保存されないよう、システムの的に制御する。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバシステムに保存されるため、住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックする。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報データが保存された電子記録媒体は、住基ネット端末管理者が、施錠可能なキャビネットに保管し管理する。 ・住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定しているほか、インターネットと接続していない。 ・住基ネットより特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、住基ネット端末管理者の許可を得ており、立会人を設けて不正に複製できない取扱いとする。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存されるため、住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックする。 ・住基ネット端末には特定個人情報を保存しない扱いとする。住基ネットより入手した特定個人情報を記録した電子記録媒体については、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者の立会の下で速やかに消去・廃棄する。また、電子記録媒体の情報を閲覧する端末装置にも個人番号が保存されないよう、システムの的に制御する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<hr/>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末操作を用いて特定個人情報の取り扱いを行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。スマートフォン等の機器や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、住基ネット端末管理者が、施錠可能なキャビネットに保管し、管理する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。 <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末操作及び照会装置等を用いて特定個人情報の取り扱いを行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。スマートフォン等の機器や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、住基ネット端末管理者が、施錠可能なキャビネットに保管し、管理する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末は、ID及び生体認証により操作者を限定している。 ・住基ネット端末は、インターネットや他のネットワークに接続できない専用端末を使用するなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。 ・住基ネット端末は、破綻処理業務システムとは回線で結ばれておらず、名寄せ検用テーブルにはアクセスできない。 ・住基ネットより特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、住基ネット端末管理者の許可を得ており、立会人を設けて不正に複製できない取扱いにする。 ・住基ネットへアクセスした履歴は、当機構に設置するサーバシステムに保存されるため、住基ネット端末管理者が、必要に応じてチェックする。 ・住基ネットより入手した特定個人情報を記録した電子記録媒体については、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者の立会の下で速やかに消去・廃棄する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・「Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存者の個人番号の管理と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により名寄せの検証・補完が終了した都度、消去・廃棄する扱いとし、特定個人情報古い情報のまま保管されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・住基ネット端末には特定個人情報を保存しない扱いとする。住基ネットより入手した特定個人情報を記録した電子記録媒体については、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、住基ネット端末管理者の立会の下で速やかに消去・廃棄する。また、電子記録媒体の情報を閲覧する端末装置にも個人番号が保存されないよう、系統的に制御する。</p> <p>・特定個人情報が保存された電子記録媒体については、専用シュレッダーで破砕し、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・「預金保険機構保有個人情報管理規程」において、当機構が保有する特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応として、以下のとおり定めている。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等の事案、その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合、その事案等を認識した職員は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。</p> <p>②保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、主任保護管理者を経由し、総括保護管理者に報告する。</p> <p>③総括保護管理者は、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には速やかに所定の手続を行うとともに、金融庁及び財務省に報告する。</p> <p>④上記の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。</p> <p>また、当該措置を行う事案については、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。</p>		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 支払用預金者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムの支払請求を通じた入手では、あらかじめマイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に、支払事務の対象となる預金者等以外の情報を入手しない。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムの支払請求を通じた入手では、必要最小限の情報だけを入手できるように定められたインターフェースを介して入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムを使用した入手においては、オンラインにおいて支払事務の対象となる預金者等本人による支払請求のみを受け付け、インターネット上の操作に基づきシステムを介して必要最小限の情報のみ定められたインターフェイスに入力させ、不適切な方法では情報を入手しない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムを通じた入手においては、マイナンバーカード及びパスワード入力により、支払事務の対象となる預金者等の本人確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムを通じた入手においては、マイナンバーカード及びパスワード入力により、支払事務の対象となる預金者等の本人確認を行う。 ・請求者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・入手した個人番号は、支払事務に関するWeb請求システムで「(3)支払用預金者ファイル」に保存された個人番号との突合に使用した後は保存せず、支払請求の都度、新たに情報を入力することで、正確性を確保している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【金融機関からの入手】 ・破綻処理時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。 ・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステマ的な措置を講じる。</p> <p>【金融機関からの入手】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・破綻処理時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。 ・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、システマ的な措置を講じる。 ・支払用預金者ファイルのダウンロードは、支払事務に関するWeb請求システム委託先の従事者のみに限定する。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムを通じた入手においては、改ざん検知、なりすまし防止のため、電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLS等による暗号化通信を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム(個人番号と既存番号の対照テーブルなどを用い複数の事務で個人番号を共通して参照するシステム)の利用はない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・支払事務に利用するシステムは、破綻処理業務システム、住基ネットシステム及び支払事務に関するWeb請求システムであるが、それぞれ独立しており、他のシステムからアクセス制御又は分離されていることや、当該システムを他の事務に利用することもないことから、特定個人情報が事務に必要な情報と紐付けられることはない。
その他の措置の内容	――
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。 <p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムを使用した情報の入手及び処理は全てシステムで自動的に行うため、委託先及び当機構職員が支払用預金者ファイル内の特定個人情報を視認する必要はなく、また視認するための機能の装備及びアクセス権を保持しない。 ・但し、破綻処理業務システムにおいて作成した支払用預金者ファイルを電子記録媒体から本システムのデータベースに取り込む作業、本システムで受付データファイル及び支払消込データ(両データには個人番号を含まない)を電子記録媒体に出力する作業及び各支払期間終了後に本システムから支払用預金者ファイルのデータを削除する作業に限定し、委託先の担当者(以下「従事者」という。)について、本システムへのログイン時にID・パスワードにより認証を行い、アクセス制御及び管理を行う。 ・その際、従事者ごとにアカウントを発行し、アカウントの取り扱いに際しては、委託先において使いまわしは行わない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。 <p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者への本システムのアカウントの発行は、委託先でアクセス権限を管理する者(以下「委託先の管理者」という。)の承認を必要とし、委託先の管理者にて業務上、本システムへのアクセスが必要と見なされた従事者のみに限定すること。 ・委託先の管理者は、従事者ID情報を定期的に確認し、不要なIDは速やかに削除する。

<p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>【破綻処理業務システム】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。</p> <p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。</p> <p>【支払事務に関するWeb請求システム】 ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従事者のみに限定する。 ・委託先の管理者は、従事者ID情報を定期的に確認し不要なIDは速やかに削除する。</p>
<p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p> <p>【破綻処理業務システム】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務に関するWeb請求システム】 ・本システムの委託先は、アクセス履歴をログとしてシステム保存する。 ・保存したログについては、当機構は委託先から提出を受け、不正な操作等が行われていないことについて、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従業者のみに限定した上で、本システムに支払用預金者ファイルのデータを取り込む際に利用する読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を従業者が見ることができない仕様とする。 ・本システムで保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。 ・支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、本システムの委託先において、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。 ・支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。当規程は、本システムの委託先にも周知し遵守させる。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従業者のみに限定した上で、本システムに支払用預金者ファイルのデータを取り込む際に利用する読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を従業者が見ることができない仕様とする。 ・本システムで保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。 ・電子記録媒体から支払用預金者ファイルのデータ消去する場合、本システムの委託先において、データを完全に消去するとともに、当機構に対して報告する。 ・支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。当規程は、本システムの委託先にも周知し遵守させる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従業者のみに限定する。 ・本システムで保有する特定個人情報について電子記録媒体への書き出しができないように、システム的な措置を講じる。 ・本システムの各端末・装置が利用する回線は、暗号化及びセキュアな通信を行っており安全性が確保されている。また、データセンター等については入退室が管理されている。 ・本システムはアクセスの履歴をログとして保存しており、不正操作があった場合は操作従業者及び業務処理を特定できる。 ・特定個人情報等は、その目的のための使用を終了した後、直ちに復元不可能な形で削除し、削除記録をログとして保存する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>_____</p>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、再委託先に対して委託先と同等の義務を負わせるものとして、再委託先との契約においてその旨を定める。 ・再委託を承諾するにあたり、再委託先が再委託に係る業務を適切に履行する能力及び体制を備えるものであることその他当機構が求める情報、再委託先が委託先に対して負うセキュリティ水準(委託先と同等以上のものに限る)具備義務の具体的内容、再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法についての情報を求める。 ・委託先は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。 ・委託先は、再委託先に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況、情報セキュリティ対策の履行状況等について報告を行わせること等により、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と締結する業務委託契約において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)第4-2-(1)委託の取扱い」に記載されている内容を盛り込む。 ・平時においては、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認し、また定期的に委託先の管理体制について報告を受けるなどして確認するとともに、報道等により委託先の管理体制に疑義が生じた場合には、必要に応じて状況報告を求める。 ・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の不備が発生した際は、漏えい等事案に係る対処状況・原因分析・再発防止策等の報告を求める(事案の内容によっては、実地の監査・調査等を行う)。 ・委託先から本件業務の一部について事前により書面による申し出を受け、機構が書面により承諾した場合、委託先は再委託することが出来る。この場合、委託先は、再委託先に対し、委託先が機構に対して負う義務と同等の義務を課し、再委託先をして当該義務を厳格に遵守させるとともに、再委託先が履行する本件業務に関し、全責任を負うものとする。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容	<p>【破綻処理業務システム】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。</p> <p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。</p> <p>【支払事務に関するWeb請求システム】 ・クラウドが設置されるデータセンターの所在地は日本国内である。 ・データセンター内コンピュータ室には許可された利用者のみが入退室可能であり、入退記録をログとして保管し、監視カメラを設置する。スマートフォン等の機器等の持込みは制限される。 ・本システムが利用予定のクラウドサービスは、ISMAPに登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク(ゴールド)の認証を取得しているサービスである。 ・クラウドサービスは十分な稼働実績を有し、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられている。契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。また、法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護している。 ・本システムに接続された端末の作業場所は、監視カメラを設置しており、許可された者のみ入退室可能で入退記録をログとして保管する。当該作業場所の管理等の状況については、当機構が年1回以上の実地検査により確認する。また、委託先が支払事務に関するWeb請求システムが配置される作業場所以外で作業を行う場合は、当機構から貸与した専用端末を用いて専用線を用いた場合のみ可能とし、インターネットを通じ情報漏えい等が発生しないようリスク対策を講じている。外部との情報の授受及び処理は全てシステムで自動的に行うため、本システムにログインする従事者が、本業務の特定個人情報ファイルである「支払用預金者ファイル」内の特定個人情報を視認する必要はなく、また視認するための機能も装備しない。なお、作業場所に機器(撮影機器を除く)や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。</p>
-----------	---

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。 <p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、システム保守用端末には、アンチウイルスソフトを導入し、同ソフトのパターンファイルを定期的に最新化する。また、スキャンを定期的を実施する。 ・支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。 ・預金者等との間の通信を保護するため、SSL/TLS等により通信の暗号化を行う。 ・Firewallによるアクセス制限、WAFによるWEBアプリケーションの脆弱性攻撃遮断及びIDSによる侵入検知等を行う。 ・請求者からマイナンバーカードにより提供を受けた個人番号等についてはサーバに保管しない。 ・本システムの委託先は、クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じるほか、アクセス履歴をログとしてシステム保存する。 ・保存したログについては、当機構は委託先から提出を受け、不正な操作等が行われていないことについて、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。 ・本システムで保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システムの措置を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存者の個人番号の管理と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・支払事務に使用する特定個人情報は、金融機関の破綻時(保険事故発生時)が基準となるため、支払事務の処理上、特定個人情報を更新する必要はない。</p> <p>・なお、電子記録媒体への書き込み後、破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルについて、破綻処理業務システムにこの支払用預金者ファイルを閲覧する機能はなく、また電子記録媒体へ再書き込みを行う権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。この破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。</p> <p>・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関するWeb請求システムに保存されるが、各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。</p> <p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>・支払事務に使用する特定個人情報は、金融機関の破綻時(保険事故発生時)が基準となるため、支払事務の処理上、特定個人情報を更新する必要はない。</p> <p>・破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。</p> <p>・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関するWeb請求システムに保存されるが、各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>【破綻処理業務システム】 ・電子記録媒体への書き込み後、破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルについて、破綻処理業務システムにこの支払用預金者ファイルを開覧する機能はなく、また電子記録媒体へ再書き込みを行う権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。この破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。</p> <p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。</p> <p>【支払事務に関するWeb請求システム】 ・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関する本システムに保存されるが、支払事務における各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。当機構は本システムの委託先より、削除した旨の証明書の提出を受ける。 ・支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、本システムへのデータ取込み後速やかに、本システムの委託先において、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</p> <p>【支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関する本システムに保存されるが、支払事務における各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。当機構は本システムの委託先より、削除した旨の証明書の提出を受ける。 ・支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、本システムへのデータ取込み後速やかに、本システムの委託先において、データを完全に消去するとともに、当機構に対して報告する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・「預金保険機構保有個人情報管理規程」において、当機構が保有する特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応として、以下のとおり定めている。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等の事案、その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合、その事案等を認識した職員は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。</p> <p>②保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、主任保護管理者を経由し、総括保護管理者に報告する。</p> <p>③総括保護管理者は、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には速やかに所定の手続を行うとともに、金融庁及び財務省に報告する。</p> <p>④上記の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。</p> <p>また、当該措置を行う事案については、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 (4)照会対象者ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1) 名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・金融機関の破綻処理時に入手する個人番号については、破綻処理が終了した都度、消去・廃棄することから、常に新しい特定個人情報を入手することとなり、その特定個人情報の正確性については、入手元である金融機関が確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・破綻処理時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。 ・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようにシステムの措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載に加え、以下のとおり。 ・書込装置から出力した電子記録媒体は、管理簿に記録し管理する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末操作及び照会装置等を用いて特定個人情報の取り扱いを行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。スマートフォン等の機器や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。 ・電子記録媒体は名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようにシステム的な措置を講じる。 ・破綻処理業務システムの各端末・装置では、製品認証のための特定URLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網を利用するほか、インターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行うなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに電子記録媒体を専用シュレッダーで破砕する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに電子記録媒体を専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>(1)「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づく保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の点検 ・保有個人情報等の保護管理者は、保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法について、定期に及び必要に応じ随時点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> <p>(2)「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づく、情報セキュリティ対策の自己点検の実施 ・年1回、特定個人情報等取扱者を含む全役職員を対象として、総務部情報セキュリティ室から提示された自己点検票及び自己点検の実施手順を用いて自己点検を実施している。 点検結果について情報セキュリティ責任者が確認し評価を行う。自己点検の結果、全体として遵守率が低かった項目については、職員への注意喚起、研修内容への反映を行い、機構全体として改善を図っている。 ・このほか、年1回、情報セキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ責任者による各部課室で保有する情報及び所管する情報システムに係るリスク評価等も実施し、管理事項に関するチェックを行っている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>・「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、保有個人情報等の管理の状況について監事による監査を行う。 ・「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ関係規程遵守状況についての監査及び情報システムの脆弱性診断を実施している。また、必要に応じ、所管する部室又は情報システムにおいて自主監査を実施することとしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>(1)「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、保有個人情報等の管理、最近の漏えい等事案等に関して、全職員に研修資料を配付し各保護管理者から読了報告を行わせる教育研修を実施する。</p> <p>(2)「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づき、毎年度、情報セキュリティ対策の教育に関する実施計画を立て、以下の施策を実施している。 ①標的型攻撃に対するメール訓練(実施時期非開示) ②新規着任時の研修 ③情報セキュリティ関連責任者・管理者向け研修 ④特定個人情報等取扱者を含む全役職員向け研修 ⑤情報セキュリティ便りの発行</p> <p>(3)「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、個人情報の取り扱いに従事する職員を対象として、マイナンバー制度や特定個人情報保護について、法律に基づく特定個人情報の適正な取扱い実務や情報管理についての知識を習得することを目的とした研修を実施する。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>・当機構の情報セキュリティに関する基本規程である情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)及びその下位規程について、政府統一基準群に準拠しており、政府機関等の情報セキュリティ対策と同等の対策を講じている。</p> <p>・情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、預金保険機構CSIRTを設置するとともに、当機構が保有する情報及び情報システムについてのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入している。</p> <p>・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。当規程は、本システムの委託先にも周知し遵守させる。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ13階 預金保険機構 総務部 広報・情報管理室 (https://www.dic.go.jp/kikotoha/johokokai.html) ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (https://www.dic.go.jp/kikotoha/johokokai.html) また、請求方法について、上記で示すURLのページにおいて流れを記載し、分かり易い説明に努めている。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示請求手数料: 1件300円、納付方法: 窓口納付、現金書留、銀行振込)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	・名寄せデータベース
公表場所	当機構ホームページ (https://www.dic.go.jp/kikotoha/hogohyoka.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	・案件に応じて関係部署と連携し適切に対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年5月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	当機構のホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書(案))」の意見募集広告を掲載した。意見は電子メール・郵送により受け付けた。
②実施日・期間	令和8年3月27日から令和8年4月27日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	意見なし
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	令和8年5月20日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	I. 7. ②	預金保険部長 松本順丈、システム総括審議役 吉田剛司	預金保険部長、システム総括審議役	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和3年10月25日	I. 7. ①②	①預金保険部、総務部 ②預金保険部長、システム総括審議役	①預金保険部、システム統括室 ②預金保険部長、システム統括室長	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらない変更)
令和3年10月25日	I. (別添1)図表	預金保険機構データセンター	預金保険機構データセンター(外部のデータセンター)	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(記載の充実の観点からの記述の見直し)
令和3年10月25日	I. (別添1)1. ②④⑤、2. ③④ II. 1. (1)名寄せ検証用テーブル 2. ⑥、3. ⑦ II. 1. (2)本人確認情報照会結果ファイル 2. ⑥、3. ⑦	総務部	システム統括室	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月25日	Ⅱ.(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(2)本人確認情報照会結果ファイル 1. 要求レコード番号、2. 提供事務区分、…(中略)…、39. 検索パターン番号、40. 予備	(2)本人確認情報照会結果ファイル 1. 要求レコード番号、2. 提供事務区分、…(中略)…、39. 検索パターン番号、40. 旧氏(漢字)、41. 旧氏(かな)、42. 外字情報 旧氏外字数、43. 予備	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらない変更)
令和3年10月25日	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. 特定個人情報の使用の記録	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、特定個人情報にアクセスした履歴や個人情報の書き出し作業の履歴はログとして保存する。ログは、セキュリティ上の問題が生じた際、又は、必要に応じてチェックを行う。	・破綻処理業務システムの各端末・装置では、特定個人情報にアクセスした履歴や個人情報の書き出し作業の履歴はログとして保存する。ログは、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(記載の充実の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月25日	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク1⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバ機器は、当機構データセンターにおいて管理しており、当該データセンターでは、入退室認証設備のほか、施錠装置、警報装置、監視設備を設置する。 ・端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し、部外者の侵入を防止する。 ・電子記録媒体の読込装置や、実行・監視装置は、当機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置する。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバ機器は、当機構データセンターにおいて管理しており、当該データセンターでは、入退室認証設備のほか、施錠装置、警報装置、監視設備を設置する。 ・端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し、部外者の侵入を防止する。 ・電子記録媒体の読込装置や、実行・監視装置は、当機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置する。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。 ・データセンター内サーバ室に機器や電子記録媒体等を持ち込む場合、データセンター入館入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 ・データセンター内サーバ室に入室する際には、デジタルカメラ等撮影機器や携帯電話の持ち込みを禁止する。 	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(記載の充実の観点からの記述の見直し)
令和3年10月25日	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク3	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行う。 ・金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、削除した旨を記録する。 ・情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。 ・金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。 	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(記載の充実の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月25日	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)3. 特定個人情報の使用の記録	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存され、住基ネット端末管理者が、セキュリティ上の問題が生じた際、又は、必要に応じて、チェックを行う。	・住基ネットにおいて、アクセスした履歴は、当機構に設置するサーバに保存され、住基ネット端末管理者が、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(記載の充実の観点からの記述の見直し)
令和3年10月25日	Ⅳ. 1. ①	(2)「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づく、情報セキュリティ対策の自己点検の実施 ・年1回、特定個人情報等取扱者を含む全役職員を対象として、当機構の情報セキュリティ委員会事務局から指示された自己点検票及び自己点検の実施手順を用いて自己点検を実施している。点検結果について情報セキュリティ責任者が確認し評価を行う。 ・このほか、情報システムセキュリティ責任者を対象とした自己点検も実施し、管理事項に関するチェックも行っている。	(2)「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づく、情報セキュリティ対策の自己点検の実施 ・年1回、特定個人情報等取扱者を含む全役職員を対象として、総務部情報セキュリティ室から提示された自己点検票及び自己点検の実施手順を用いて自己点検を実施している。点検結果について情報セキュリティ責任者が確認し評価を行う。自己点検の結果、全体として遵守率が低かった項目については、職員への注意喚起、研修内容への反映を行い、機構全体として改善を図っている。 ・このほか、年1回、情報セキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ責任者による各部課室で保有する情報及び所管する情報システムに係るリスク評価等も実施し、管理事項に関するチェックを行っている。	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらない変更)
令和3年10月25日	Ⅳ. 1. ②	・情報セキュリティ対策の監査は、当機構の情報セキュリティ室が事務局となり、外部の情報セキュリティ専門業者に委託して、情報セキュリティ関連規定遵守状況について監査を実施している。	・「預金保険機構情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ関係規程順守状況についての監査及び情報システムの脆弱性診断を実施している。また、必要に応じ、所管する部室又は情報システムにおいて自主監査を実施することとしている。	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日個人情報保護委員会)に定める重要な変更には当たらない変更)
令和3年10月25日	Ⅳ. 2.	(1)「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、保有個人情報等の管理、最近の漏えい等事案等に関して教育研修を実施する。	(1)「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、保有個人情報等の保護制度の体系、保有個人情報等の管理、最近の漏えい等事案等に関して、全職員に研修資料を配付し各保護管理者から読了報告を行わせる教育研修を実施する。	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出(記載の充実の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月25日	Ⅳ. 3.	—	<ul style="list-style-type: none"> 当機構の情報セキュリティに関する基本規程である情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）及びその下位規程について、政府統一基準群に準拠しており、政府機関等の情報セキュリティ対策と同等の対策を講じている。 2019年度のポリシー改定においては、情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、預金保険機構CSIRTを設置するとともに、当機構が保有する情報及び情報システムについてのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入している。 	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出（特定個人情報保護評価指針（令和3年2月5日個人情報保護委員会）に定める重要な変更には当たらない変更）
令和3年10月25日	V. 1. ①②	(http://www.dic.go.jp/johokokai/index.html)	(https://www.dic.go.jp/kikotoha/johokokai.html)	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出（特定個人情報保護評価指針（令和3年2月5日個人情報保護委員会）に定める重要な変更には当たらない変更）
令和3年10月25日	V. 1. ④	<ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺救済法に基づく公告データファイル 名寄せデータベース 	<ul style="list-style-type: none"> 名寄せデータベース 	事前	5年経過前の評価再実施に合わせて提出（特定個人情報保護評価指針（令和3年2月5日個人情報保護委員会）に定める重要な変更には当たらない変更）
令和5年1月4日	V. 1. ①	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル ザンダ9階	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ13階	事後	事務所移転に伴う変更（特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	I.(別添1)1.④	当機構システム統括室は、破綻処理業務システムに名寄せデータが取り込まれたことを確認した上で、当システムの実行・監視装置で処理実行の操作を行うことにより、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。…(後略)	破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。…(後略)	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)
令和5年12月22日	I.(別添1)1.⑤	当機構システム統括室は、破綻処理業務システムの実行・監視装置で処理実行の操作を行うことにより、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を当システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。…(後略)	破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を当システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。…(後略)	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)
令和5年12月22日	I.(別添1)2.③	当機構預金保険部・検査部は、金融機関から、名寄せデータが収録された電子記録媒体の提出を受け、当機構システム統括室に当該電子記録媒体を引き継ぐ。当機構システム統括室は、読込装置により当機構の破綻処理業務システムに取り込んだことを確認した上で、当システムの実行・監視装置で処理実行の操作を行うことにより、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。…(後略)	当機構預金保険部・検査部は、金融機関から、名寄せデータが収録された電子記録媒体の提出を受け、当機構システム統括室に当該電子記録媒体を引き継ぐ。当機構システム統括室は、読込装置により当機構の破綻処理業務システムに取り込む。破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。…(後略)	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)
令和5年12月22日	I.(別添1)2.④	当機構システム統括室は、破綻処理業務システムの実行・監視装置で処理実行の操作を行うことにより、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を破綻処理業務システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。…(後略)	破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を破綻処理業務システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。…(後略)	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ. 2. ④	記録される項目 10項目以上50項目未満	記録される項目 50項目以上100項目未満	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)
令和5年12月22日	Ⅱ. 6. ③	当機構のデータセンター内に設置されたストレージ装置に保存されている特定個人情報データについては、当該金融機関の破綻処理事務の観点から保有の必要性がなくなった時点で、システム管理者が消去(消去プログラムを作動)する。また、金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にする。	当機構のデータセンター内に設置されたストレージ装置に保存されている特定個人情報データについては、当該金融機関の破綻処理事務の観点から保有の必要性がなくなった時点で、金融機関の破綻処理時はシステム管理者が、名寄せデータのシステム検証時は当機構預金保険部・検査部が消去(消去プログラムを作動)する。また、金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にする。	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅱ.(別添2)	<p>【名寄せ検証用テーブル】</p> <p>1. 抽出コード、2. 抽出補助コード、3. 順番、4. 金融機関コード、5. 店舗コード、6. CIF(顧客)番号、7. 非対象者区分、8. 個人・法人コード、9. 名寄せ用氏名(法人名)(カナ)、10. 変換後氏名(法人名)(カナ)、11. 氏名(法人名)(漢字)、12. 生年月日(設立年月日)、13. 電話番号、14. 変換後電話番号、15. 氏名(法人名)(カナ)、16. 郵便番号、17. 住所文字判定区分、18. 住所又は所在地、19. (課税情報)金融機関等区分、20. 口座開設日、21. 元本元帳残高、22. 未払経過利息額、23. 不適格預金区分、24. 非課税法人区分、25. 連名預金区分、26. 401K区分、27. 子供銀行預金区分、28. 決済用預金区分1、29. 決済用預金区分2、30. 決済用預金区分3、31. 預金店舗コード、32. 注意コード区分、33. 最終更新日時、34. 氏名(漢字)姓、35. 氏名(漢字)名、36. 個人・法人番号…(後略)</p>	<p>【名寄せ検証用テーブル】</p> <p>1. データ区分、2. データ種類、3. 金融機関コード、4. 店舗コード、5. CIF(顧客)番号、6. 非対象者区分、7. 個人・法人コード、8. 名寄せ用氏名(法人名)(カナ)、9. 変換後氏名(法人名)(カナ)、10. 氏名(法人名)(漢字)、11. 生年月日(設立年月日)、12. 電話番号、13. 変換後電話番号、14. 氏名(法人名)(カナ)、15. 郵便番号、16. 住所文字判定区分、17. 住所または所在地、18. (課税情報)金融機関等区分、19. 口座開設日、20. 元本元帳残高、21. 未払経過利息額、22. 不適格預金区分、23. 非課税法人区分、24. 連名預金区分、25. DC預金区分、26. 子供銀行預金区分、27. 決済用預金区分1、28. 決済用預金区分2、29. 決済用預金区分3、30. 預金店舗コード、31. 注意コード区分、32. 氏名(漢字)姓、33. 氏名(漢字)名、34. 個人・法人番号、35. 名寄せ前機構CIF番号、36. 機構CIF番号、37. 名寄せ不能区分、38. 名寄せ未済事由区分、39. 追加名寄せ対象区分、40. 誤名寄せ金額選定対象、41. 複数受益者信託区分、42. 預金口座有無フラグ、43. 個人事業主区分、44. DC預金加入者区分、45. (クレンジング前)氏名(法人名)(漢字)、46. (クレンジング前)郵便番号、47. (クレンジング前)住所または所在地、48. (クレンジング出力項目)姓、49. (クレンジング出力項目)名、50. (クレンジング出力項目)郵便番号、51. (クレンジング出力項目)バーコード、52. (クレンジング出力項目)JIS住所コード、53. (クレンジング出力項目)個人信頼度、54. (クレンジング出力項目)法人信頼度、55. (クレンジング出力項目)住所コードフラグ、56. 誤名寄せ確認用残高…(後略)</p>	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅲ. 3. リスク2(アクセス権限の管理. 具体的な管理方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理業務システムの各端末・装置のユーザIDは、必要最小限の範囲に限り、ID・パスワードを発効する。なお、伝送端末のログイン時に使用するID・パスワードは、破綻処理時のみ発効する。 ・アクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理業務システムの各端末・装置のユーザIDは、必要最小限の範囲に限り、ID・パスワードを発効する。 ・アクセス権限を管理する者は、IDを付与した役職員の一覧を作成し、定期的に業務上不要なユーザIDがないか確認する。 	事後	システム更改に伴う変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらない変更)
令和7年3月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表第一の五十五の二の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第43条の3 ・住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第1条第17項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項、別表の七十九の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第43条の3 ・住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第1条第19項 	事後	法令の改正に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
令和7年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(名寄せ検証用テーブル) 3. 特定個人情報の入手・使用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第一(第9条関係)に規定される事務の範囲内で、金融機関から提供を受けた個人番号を含む名寄せデータにより、同一の預金者等が同一金融機関内に保有する複数の預金等口座を集約する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表(第9条関係)に規定される事務の範囲内で、金融機関から提供を受けた個人番号を含む名寄せデータにより、同一の預金者等が同一金融機関内に保有する複数の預金等口座を集約する。 	事後	法令の改正に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	表紙 評価書名	預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書	預金保険関係事務 全項目評価書	事前	事務の追加に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	<p>預金保険機構は、「預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	<p>預金保険機構は、預金保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクがあることを認識し、このようなリスクを軽減するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じること、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	事前	事務の追加に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	表紙 特記事項	—(追加)	<p>本評価書において「預金保険関係事務」とは、番号法別表の79の項に掲げる「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)による保険金の支払、預金等に係る債権の額の把握又は預金等債権(同法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。)の買取りに関する事務であって主務省令で定めるもの」及び同表の99の2の項に掲げる「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による更生手続に属する行為(同法第三百九十五条本文に規定する行為をいう。)、再生手続に属する行為(同法第四百六十六条本文に規定する行為をいう。)又は破産手続に属する行為(同法第五百七条本文に規定する行為をいう。)の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」をいう。</p>	事前	事務の追加に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
I. 1. ①		預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務	預金保険関係事務	事前	事務の追加に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 1. ②【預金保険機構において特定個人情報ファイルを取り扱う事務】①	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・また、破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)、金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により検証・補完を行う。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I. 1. ②	—(末尾追加)	<p>③支払事務における利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構では、保険事故発生時に、保険金の支払に関する事務、預金等債権の買取りに関する事務又は更生手続、再生手続若しくは破産手続に属する行為の実施に関する事務である預金者等への支払に関する事務を行っている。これらを「支払事務」と称している。支払事務において支払請求を行う預金者等について、以下「請求者」という。 ・支払事務においては書面手続と並行して、個人番号を利用したオンライン手続を整備し、ペーパーレス化を図る。オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求において、当機構は、破綻金融機関における預金等口座へ個人番号を付番済の預金者等(以下「付番済預金者等」という。)より、当機構の支払事務に関するWeb請求システムを通じて個人番号の提供を受け、付番済預金者等から提供を受けた個人番号と破綻金融機関の預金等口座に連携されている個人番号を突合し、本人確認を行った上で請求を受理し、支払事務の処理を行う。 ・また、預金者等の住所変更等により書面が不着となった場合、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を利用して本人確認情報を照会し、目視で最新住所等の確認を行い、当該預金者等に連絡を取る。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	I. 2. システム2①	—(追加)	支払事務に関するWeb請求システム	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 2. システム2②	—(追加)	・支払事務に関するWeb請求システムは、金融機関の破綻処理時における支払請求において、預金者等がマイナンバーカードを利用して提供した個人番号等と、破綻処理業務システムで作成した支払用預金者ファイルに記録された個人番号等を突合して、オンラインにて本人確認を行った上で、支払事務の処理を行う。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I. 3	—(追加)	(3)支払用預金者ファイル	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I. 3	—(追加)	【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 (1)名寄せ検証用テーブル (2)本人確認情報照会結果ファイル (3)支払用預金者ファイル (4)照会対象者ファイル	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I. 4①	・金融機関が破綻した場合に、預金保険で保護される預金等の額を把握するため、同一預金者等を特定し、当該金融機関に有する複数の預金等口座を集約する際に、特定個人情報ファイルを利用することが必要となる。	・金融機関が破綻した場合に、預金保険で保護される預金等の額を把握するため、同一預金者等を特定し、当該金融機関に有する複数の預金等口座を集約する際、及び支払事務の処理を行う際に、特定個人情報ファイルを利用することが必要となる。	事前	事務の追加に伴う形式的な変更(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表の七十九の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第43条の3 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表の七十九の項、別表の九十九の二の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第43条の3(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」は改正される予定。) 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	I. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の9、別表第一の十三の項 ・住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第1条第19項 ・預金保険法(昭和46年法律第34号) 第37条、第55条の2 ・預金保険法施行規則(昭和46年大蔵省令第28号) 第21条 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の9、別表第一の十三の項、別表第一の十三の二の項 ・住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第1条第19項(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)」の施行に伴い、「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」は改正される予定。) ・預金保険法(昭和46年法律第34号) 第34条、第37条、第53条、第55条の2、第70条 ・預金保険法施行規則(昭和46年大蔵省令第28号) 第21条 ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号) 第395条、第466条、第507条 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)1.⑥	(前略) また、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(個人番号+基本4情報等)を照会し、名寄せの検証を行う(略)。	(前略) また、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(個人番号+基本5情報等)を照会し、名寄せの検証を行う(略)。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
	I.(別添1)1.(備考)	破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークからは分離するほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御やハードディスクの暗号化の措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報については、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。 ・伝送端末:金融機関から提出された名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに転送する装置 ・読込装置:当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置 ・実行・監視装置:破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置 ・端末装置:名寄せに必要な預金者等情報が不足していたり、預金者等の同一性の判定に疑義がある預金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、預金者等情報の修正や補完を行う装置	削除(記載場所をI.(別添1)3.(2)③の次頁へ移動)	事前	掲載場所の移動(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】図表	——(追加)	新規作成	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】①	——(追加)	当機構は、預金保険法第55条の2に基づき、破綻金融機関に対して、個人番号を含む名寄せデータを、当機構に提出することを求める。これを受け、当該金融機関は、個人番号を含む名寄せデータを、機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】②	——(追加)	当該金融機関は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を、当機構に搬送する。当機構システム統括室は、当該電子記録媒体の提出を受け、当機構に設置する読込装置により、名寄せデータを破綻処理業務システムに取り込む。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】③	——(追加)	上記②と同時に、当機構職員は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を破綻金融機関に設置した伝送端末に読み込んだ上で、破綻処理業務システムへ通信会社が提供する閉域網を利用しデータ伝送を行う(名寄せデータを確実に受領するため、上記②の電子記録媒体の搬送とデータ伝送を並行して行う。)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】④	——(追加)	<p>破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者等のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。</p> <p>この際、破綻処理業務システム内に、名寄せの検証を行うための名寄せ検証用テーブルを作成するとともに、預金者等情報を集約した預金者情報データベースを作成する(預金者情報データベースに個人番号は記録しない扱いとする一方、名寄せ検証用テーブルは、各種預金者等情報とともに個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)</p> <p>名寄せ検証用テーブルに記録されたデータへのアクセスは、障害発生時の対応として、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。なお、名寄せ検証用テーブル、預金者情報データベースは、当機構が契約したクラウド環境に保存される。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑤	——(追加)	<p>破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を当システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。</p> <p>名寄せ検証用ファイル(分析用)に、個人番号は記録せず、個人・法人番号の一致・不一致・登録有無の結果を記録する。</p> <p>なお、名寄せ検証用ファイル(分析用)は、当機構が契約したクラウド環境に保存される。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑥	——(追加)	当機構職員は、名寄せ検証用ファイル(分析用)に収録された各種データを基に、端末装置より名寄せ検証用リストを出力し、漢字氏名、住所等による名寄せの検証を行う(端末装置は、個人番号を記録した名寄せ検証用テーブルにアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証用リストに個人番号は表示しない。)。また、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(個人番号+基本5情報等)を照会し、名寄せの検証を行う(住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルは、特定個人情報ファイルに該当。本人確認情報照会結果ファイルは、名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。))。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑦-1	——(追加)	当機構職員は、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住基ネットを通じて、書込装置を用いて電子記録媒体に出力した名寄せ検証用テーブルを基に自動的に作成した照会対象者ファイルを入力して地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の個人番号全件を一括照会する(照会対象者ファイルは特定個人情報ファイルに該当。))。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑦-2	——(追加)	当機構職員は、住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルを照会装置で参照し、個人番号が最新であることの確認を行う(本人確認情報照会結果ファイルは特定個人情報ファイルに該当。)。照会対象者ファイル及び本人確認情報照会結果ファイルは、名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)1.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑧	——(追加)	当機構職員は、上記⑥、⑦-1、⑦-2の確認結果を基に、端末装置を操作することにより修正が必要な預金者情報データベースにおける預金者等データを修正し、名寄せ完了者については、預金者等からの依頼に応じて、預金保険で保護される預金の払戻し等を行う。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】図表	——(追加)	新規作成	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】①	——(追加)	当機構は、預金保険法第37条に基づき、金融機関に対して、個人番号を含む名寄せデータを、当機構に提出することを求める。これを受け、当該金融機関は、個人番号を含む名寄せデータを、機構指定フォーマットに基づいて作成し、データを暗号化した上で、電子記録媒体に保存する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】②	——(追加)	当該金融機関は、名寄せデータが収録された電子記録媒体を当機構へ提出する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】③	——(追加)	<p>当機構預金保険部・検査部は、金融機関から、名寄せデータが収録された電子記録媒体の提出を受け、当機構システム統括室に当該電子記録媒体を引き継ぐ。当機構システム統括室は、読込装置により当機構の破綻処理業務システムに取り込む。</p> <p>破綻処理業務システムは、名寄せデータが取り込まれたことを検知すると自動的に、取り込んだ名寄せデータを基に、預金者のカナ氏名、生年月日、個人・法人番号等の一致・不一致により、同一預金者等を特定した上で、同一預金者等が保有する複数の預金等口座を集約し合算する処理を行う。この際、名寄せを検証するための名寄せ検証用テーブルを作成する(名寄せ検証用テーブルは、各種預金者等情報とともに個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。)</p> <p>名寄せ検証用テーブルに記録されたデータへのアクセスは、障害発生時の対応として、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。なお、名寄せ検証用テーブルは、当機構が契約したクラウド環境に保存される。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】④	——(追加)	<p>破綻処理業務システムは、名寄せ検証用テーブル作成終了を検知すると自動的に、名寄せ検証用テーブルから、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出する処理を破綻処理業務システムで行い名寄せ検証用ファイル(分析用)を作成する。</p> <p>名寄せ検証用ファイル(分析用)に、個人番号は記録されず、個人・法人番号の一致・不一致・登録有無の結果のみが記録される。なお、名寄せ検証用ファイル(分析用)は、当機構が契約したクラウド環境に保存される。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑤	—(追加)	当機構預金保険部・検査部は、名寄せ検証用ファイル(分析用)に収録された各種データを基に、端末装置により名寄せ検証用リストを出力し、金融機関から提出を受けたデータが機構指定フォーマットに基づいて作成されているか、また、名寄せデータが正確に登録されているかについて検証を実施する(端末装置は、個人番号を収録した名寄せ検証用テーブルにはアクセスできないようシステム制御を行うほか、端末装置から出力される名寄せ検証用リストに、個人番号は表示しない。)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)2.【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑥	—(追加)	上記の検証結果を金融機関に還元し、不備データの内容確認・修正を依頼する(当該検証結果に、個人番号は掲載しない。)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)3.(1)図表	—(追加)	新規作成	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)【オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求の概要】	——(追加)	<p>当機構は、預金保険法第34条、第53条及び第70条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第395条、第466条及び第507条に基づき、預金者等への支払に関する事務を行う。この支払事務の実施にあたり、番号法第9条第1項別表の七十九の項及び九十九の二の項に基づき、預金者等からの個人番号の提供により、オンラインを利用した支払請求を受ける。預金者等がオンラインで支払事務に関するWeb請求システムを使用して支払請求を行う方法は以下の2通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付番済預金者等は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、個人番号を使用した請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。 ・預金口座へ個人番号を付番していない預金者等(以下「未付番預金者等」という。)は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、当機構から預金者等へ通知する預金者番号(※)を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。 <p>※預金者番号とは、当機構が同一預金者等を特定するために、支払事務における各支払において預金者等へ割り当てる番号。</p>	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(1)①	——(追加)	<p>破綻処理業務システムは、(別添1)事務の内容の1.金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用において作成した個人番号を含む名寄せ用検証テーブル及び預金者情報データベースから、自動的に支払用預金者ファイルを作成する。支払用預金者ファイルは個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。</p>	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)②	——(追加)	当機構は、システム管理者が破綻処理業務システムにおいて作成した支払用預金者ファイルを暗号化した上で電子記録媒体に書き込み後、職員が支払事務に関するWeb請求システム委託先へ搬送する。なお、電子記録媒体への書き込み後、破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルについて、破綻処理業務システムにこの支払用預金者ファイルを閲覧する機能はなく、また電子記録媒体へ再書き込みを行う権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。この破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(1)③	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構職員から電子記録媒体を受領し、電子記録媒体に格納された支払用預金者ファイルを支払事務に関するWeb請求システムに取り込む。支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。また、支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、支払事務に関するWeb請求システムへのデータの取込み後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先において物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)④	——(追加)	<p>支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、支払事務に関するWeb請求システムへアクセスした預金者等に対し、マイナンバーカードを使用した本人確認を行ったのち、以下の手続きで、支払事務の対象となる預金者等からの請求であることの確認を行う。</p> <p>付番済預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名、生年月日及び個人番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて個人番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。</p> <p>未付番預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名及び生年月日の提供、並びに当機構が預金者等に送付する通知書により通知された預金者番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて預金者番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。</p> <p>本人確認及び支払事務の対象者となる預金者等からの請求であることの確認がされた付番済預金者及び未付番預金者は、支払事務に関するWeb請求システムで、支払明細を確認したのち、振込先口座の入力などの支払請求を行う。なお、預金者等が提供した個人番号等のデータは、後続⑤の突合作業に使用されるが、支払事務に関するWeb請求システムには保存しない。</p>	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)⑤	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、上記④における預金者によるデータ提供と並行して、本人確認、及び付番済預金者の提供した個人番号と支払用預金者ファイル内の個人番号の突合、また未付番預金者の提供した預金者番号と支払用預金者ファイルの預金者番号の突合により、請求者が支払事務の対象となる預金者等であることを確認を行う。請求者が支払事務の対象となる預金者等であることを確認がされた預金者等について、支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、受付データファイル及び支払消込データファイルを作成する。なお、受付データファイル及び支払消込データファイルには個人番号を含まない。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(1)⑥	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構が貸与する電子記録媒体を使用して、支払事務に関するWeb請求システムで作成した受付データファイル及び支払消込データファイルを当機構が貸与した端末装置へ移送する。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(1)⑦	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、端末装置へ移送した受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムにアップロードする。当機構は、アップロードされた受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムに取り込み、預金者情報データベースを更新するとともに、振込依頼データを作成し預金者等への支払を行う。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】図表	——(追加)	新規作成	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】	——(追加)	<p>【オンラインの支払事務に関するWeb請求システムを利用した支払請求の概要】</p> <p>当機構は、預金保険法第34条、第53条及び第70条並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第395条、第466条及び第507条に基づき、預金者等への支払に関する事務を行う。この支払事務の実施にあたり、番号法第9条第1項別表の七十九の項及び九十九の二の項に基づき、預金者等からの個人番号の提供により、オンラインを利用した支払請求を受ける。預金者等がオンラインで支払事務に関するWeb請求システムを使用して支払請求を行う方法は以下の2通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付番済預金者等は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、個人番号を使用した請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。 ・預金口座へ個人番号を付番していない預金者等(以下「未付番預金者等」という。)は、マイナンバーカードを使用した本人確認と、当機構から預金者等へ通知する預金者番号(※)を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされたうえで、支払請求を行う。 <p>※預金者番号とは、当機構が同一預金者等を特定するために、支払事務における各支払において預金者等へ割り当てる番号。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】①	——(追加)	<p>破綻処理業務システムは、(別添1)事務の内容の1. 金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用において作成した個人番号を含む名寄せ用検証テーブル及び預金者情報データベースから、自動的に支払用預金者ファイルを作成する。支払用預金者ファイルは個人番号を記録するため、特定個人情報ファイルに該当する。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】②	——(追加)	<p>支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構の管理者の発行する特定個人情報の書き込み権限を付与されたIDを使用して、暗号化された支払用預金者ファイルを書込装置でダウンロードし、当機構が貸与するデータの完全消去の機能を有する電子記録媒体に書き込む。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】③	——(追加)	<p>支払事務に関するWeb請求システム委託先は上記②で電子記録媒体に格納した支払用預金者ファイルを支払事務に関するWeb請求システムに取り込む。また、支払用預金者ファイルが記録された電子記録媒体は、支払事務に関するWeb請求システムへのデータの取込み後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先がデータ消去し、当機構に報告する。</p> <p>支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】④	——(追加)	<p>支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、支払事務に関するWeb請求システムへアクセスした預金者等に対し、マイナンバーカードを使用した本人確認を行ったのち、以下の手続きで、支払事務の対象となる預金者等からの請求であることの確認を行う。</p> <p>付番済預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名、生年月日及び個人番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて個人番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。</p> <p>未付番預金者は、マイナンバーカードを使用した氏名及び生年月日の提供、並びに当機構が預金者等に送付する通知書により通知された預金者番号の提供を行い、支払事務に関するWeb請求システムにおいて預金者番号を使用して請求者が預金者等と同一であることの確認がされる。</p> <p>本人確認及び支払事務の対象者となる預金者等からの請求であることの確認がされた付番済預金者及び未付番預金者は、支払事務に関するWeb請求システムで、支払明細を確認したのち、振込先口座の入力などの支払請求を行う。なお、預金者等が提供した個人番号等のデータは、後続⑤の突合作業に使用されるが、支払事務に関するWeb請求システムには保存しない。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑤	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、上記④における預金者によるデータ提供と並行して、本人確認、及び付番済預金者の提供した個人番号と支払用預金者ファイル内の個人番号の突合、また未付番預金者の提供した預金者番号と支払用預金者ファイルの預金者番号の突合により、請求者が支払事務の対象となる預金者等であることを確認を行う。請求者が支払事務の対象となる預金者等であることを確認がされた預金者等について、支払事務に関するWeb請求システム委託先は、支払事務に関するWeb請求システムにおいて、受付データファイル及び支払消込データファイルを作成する。なお、受付データファイル及び支払消込データファイルには個人番号を含まない。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑥	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、当機構が貸与するデータの完全消去の機能を有する電子記録媒体を使用して、支払事務に関するWeb請求システムで作成した受付データファイル及び支払消込データファイルを当機構が貸与した端末装置へ移送する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)3.(1)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】⑦	——(追加)	支払事務に関するWeb請求システム委託先は、端末装置へ移送した受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムにアップロードする。当機構は、アップロードされた受付データファイル及び支払消込データファイルを破綻処理業務システムに取り込み、預金者情報データベースを更新するとともに、振込依頼データを作成し預金者等への支払を行う。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	I.(別添1)3.(2)図表	——(追加)	新規作成	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)3.(2)①	—(追加)	当機構は、預金保険法第34条、第53条及び第70条ならびに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第395条、第466条及び第507条に基づき、保険金支払通知書等が不着となった場合預金者等への支払に関する事務を行う。この支払事務の実施に当たり、住民基本台帳法第30条の9別表第一の一三の項及び一三の二の項に基づき、保険金支払通知書等が不着となった場合に、住基ネットを利用し、預金者等の現況確認を行う。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(2)②	—(追加)	当機構は、(別添1)事務の内容1.金融機関の破綻処理時の名寄せにおける利用の④において、破綻処理業務システムに作成された預金者情報データベースに記録されたデータを使用して、保険金支払通知書等を作成し、預金者等へ送付する。当機構が預金者等へ送付した保険金支払通知書等が宛所不明等により預金者等へ送付されず不着となった場合、不着の情報を預金者情報データベースに登録する。預金者情報データベースから不着となった預金者のリストとして、郵便物不着リストを出力する。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	I.(別添1)3.(2)③	—(追加)	不着となった預金者等については、必要に応じて、あらかじめ指定された住基ネット端末操作者が住基ネットを通じて、地方公共団体情報システム機構に対し預金者等の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、預金者等の現況確認を行う。確認は目視にて行い、確認結果の帳票は出力しない。 ただし、住基ネットから照会結果をファイルで取得する場合には、破綻処理業務システムにおいて照会対象者ファイルを作成する際に、照会結果のファイルに個人番号を含まないようにシステム制御を行うため、本人確認情報照会結果ファイル(個人番号なし)は、特定個人情報ファイルに該当しない。 また、本人確認情報照会結果ファイル(個人番号なし)は、預金者等の現況確認が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。 当機構は、現況確認した結果をもとに、不着となった預金者等に対し連絡を取る。	事前	法令の改正に伴う事務の追加(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. (別添1)全体の(備考)	<p>破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークからは分離するほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御やハードディスクの暗号化の措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報については、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送端末：金融機関から提出された名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに転送する装置 ・読込装置：当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置 ・実行・監視装置：破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置 ・端末装置：名寄せに必要な預金者等情報が不足していたり、預金者等の同一性の判定に疑義がある預金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、預金者等情報の修正や補完を行う装置 	<p>破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークからは分離するほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御やハードディスクの暗号化の措置を講じる。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステム的な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送端末：金融機関から提出された名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに転送する装置 ・読込装置：当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置 ・書込装置：破綻処理業務システムで作成した支払用預金者ファイルを電子記録媒体に書き込む装置 ・実行・監視装置：破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置 ・端末装置：機構において、名寄せに必要な預金者等情報が不足していたり、預金者等の同一性の判定に疑義がある預金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、預金者等情報の修正や補完を行う装置。委託先において、破綻処理業務システムとデータのやりとりを行う装置 	事前	掲載場所を(別添1)1.(備考)から移動及び記載の明確化(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.(別添1)全体の(備考)【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】	——(追加)	<p>破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置の機能は以下のとおり。いずれも、インターネットなど、外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行うほか、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出し制御やハードディスクの暗号化の措置を講じる。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送端末:金融機関から提出された名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに転送する装置 ・読込装置:当機構のオフィスに持ち込まれた名寄せデータが保存された電子記録媒体を読み込み、当該データを当機構の破綻処理業務システムに取り込む装置 ・書込装置:破綻処理業務システムで作成した支払用預金者ファイル及び照会対象者ファイルを電子記録媒体に書き込む装置 ・実行・監視装置:破綻処理業務システムにおける処理の指示を行うほか、処理の進行状況をモニターする装置 ・端末装置:機構において、名寄せに必要な預金者等情報が不足していたり、預金者等の同一性の判定に疑義がある預金者等情報をリストアップし、追加確認を行い、預金者等情報の修正や補完を行う装置。委託先において、破綻処理業務システムとデータのやりとりを行う装置 ・照会装置:住基ネットから出力された本人確認情報照会結果ファイルを照会するための専用のスタンドアロン端末 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(名寄せ検証用テーブル)2.④その妥当性	個人番号、その他識別情報、4情報(性別を除く。)、連絡先、その他(預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務に係る情報):対象者を正確に特定するために必要(後略)	個人番号、その他識別情報、5情報(性別を除く。)、連絡先、その他(預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務に係る情報):対象者を正確に特定するために必要(後略)	事前	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(名寄せ検証用テーブル)2. ⑤	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年9月9日法律第65号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日(以下「改正番号法施行日」という。)以降	平成30年1月1日	事前	記載の明確化(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(名寄せ検証用テーブル)3. ⑨	改正番号法施行日以降	平成30年1月1日	事前	記載の明確化(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(名寄せ検証用テーブル)6. ①	——(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムは、当機構が契約したクラウド環境に構築する。また、特定個人情報記録されたデータは、同環境に暗号化された状態で保存する(バックアップデータについても、同環境に暗号化された状態で保存する)。 ・当機構が契約したクラウド環境が設置されるデータセンターはISO9001、ISO/IEC27001の認証を取得し、日本データセンター協会が規定するデータセンターファシリティスタンダードTier 3以上相当のサービスレベルを有する。また、所在地は日本国内である。 ・データセンター内コンピュータ室には許可された利用者のみが入退室可能であり、入退記録をログとして保管し、監視カメラを設置する。スマートフォン等機器等の持込みは制限される。 ・本システムが利用予定のクラウドサービスは、ISMAPIに登録されたサービスであり、かつ、ISO/IEC27017:2015等の認証を取得しているサービスである。 ・当該クラウドサービスは十分な稼働実績を有し、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられている。契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。また、法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護している。 ・金融機関から提出を受けた特定個人情報が記録された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(名寄せ検証用テーブル)6. ③	——(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当機構が契約したクラウド環境に保存されている特定個人情報データについては、クラウド事業者によるアクセスが制限されており、当該金融機関の破綻処理事務の観点から保有の必要性がなくなった時点で、金融機関の破綻処理時はシステム管理者が、名寄せデータのシステム検証時は当機構預金保険部・検査部が消去(消去プログラムを作動)する。また、金融機関から提出を受けた、特定個人情報記録された電子記録媒体については、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にする。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてNIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠した廃棄プロセスを確保している。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できる。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(本人確認情報照会結果ファイル)2. ④ その妥当性	個人番号、4情報、その他住民票関係情報:対象者を正確に特定するために必要	個人番号、5情報、その他住民票関係情報:対象者を正確に特定するために必要	事前	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
	Ⅱ(本人確認情報照会結果ファイル)2. ⑤	改正番号法施行日以降	平成30年1月1日	事前	記載の明確化(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(本人確認情報照会結果ファイル)3. ⑧	——(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報により検証・補完を行う。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(本人確認情報照会結果ファイル)3. ⑨	改正番号法施行日以降	平成30年1月1日	事前	記載の明確化(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(支払用預金者ファイル)1.	—(追加)	(3)支払用預金者ファイル	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(支払用預金者ファイル)2. ①	—(追加)	システム用ファイル	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)2. ②	—(追加)	1,000万人以上	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(支払用預金者ファイル)2. ③	—(追加)	・預金保険制度の対象となる金融機関の預金者等のうち、支払事務の対象となる預金者等	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)2. ③ その必要性	—(追加)	・金融機関が破綻した際の支払事務において、オンラインでの支払請求の実現のため、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることの確認が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・金融機関が破綻した際の支払事務において、支払事務の対象となる預金者等が支払請求の手続を、支払事務に関するWeb請求システムでマイナンバーカードを利用しオンライン上で行うことにより、早期の支払を可能とするために利用する。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(支払用預金者ファイル)2. ④	—(追加)	50項目以上100項目未満	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)2. ④ 主な記録項目	—(追加)	[○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]その他(支払事務に関係する情報)	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)2. ④ その妥当性	—(追加)	・個人番号、その他識別情報(預金者番号)、5情報(性別、住所を除く。):請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることを確認するために必要 ・国税関係情報:支払に含まれる預金保険法第54条第1項に規定する利息等に係る所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定に関する事項を支払事務の対象となる預金者等へ提示するために必要 ・地方税関係情報:支払に含まれる預金保険法第54条第1項に規定する利息等に係る地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する規定の事項を請求者へ提示するために必要 ・その他:請求者が対象となる支払内容を確認及び同意することで、請求を受け付けるために必要	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)2. ④ 全ての記録項目	—(追加)	別添2を参照。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)2. ⑤	—(追加)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)の公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日以降	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)2. ⑥	—(追加)	預金保険部、システム統括室	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ①	—(追加)	[○]本人又は本人の代理人 [○]その他(預金保険制度の対象金融機関)	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ②	—(追加)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(インターネット回線(TLSによる暗号化通信)及び通信会社が提供する閉域網)	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ③	—(追加)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第38号)の公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日以降に、支払事務の発生都度	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ④	—(追加)	・番号法第9条第1項別表の79の項及び99の2の項に基づき、支払事務において個人番号の利用について根拠が示されている。 ・支払事務の実施にあたり、請求者と預金者等の同一性の確認を正確に実施するために、請求者が支払事務に関するWeb請求システムにおける請求においてマイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションを使用して提供する個人番号と、支払用預金者ファイルに記録された個人番号を突合する必要がある。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ⑤	—(追加)	・番号法第9条第1項別表の79の項及び99の2の項に該当しており、番号法により明示されている。 ・また、請求者が支払内容を確認し、同意した上で支払請求の手続を行うため、個人番号の利用について、支払事務に関するWeb請求システムの画面に明示する。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(支払用預金者ファイル)3. ⑥	—(追加)	・金融機関が破綻した際の支払事務において、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることを確認を正確に実施するため。 ・金融機関が破綻した際の支払事務において、請求者が支払請求の手続をマイナンバーカードを利用して、オンライン上で手続を行うことにより、早期の支払を可能とするため。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)3. ⑦ 使用部署	—(追加)	預金保険部	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)3. ⑦ 使用者数	—(追加)	10人以上50人未満	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(支払用預金者ファイル)3. ⑧	—(追加)	・金融機関が破綻した際の支払事務において、オンラインでの支払請求の実現のため、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることを確認を正確かつ効率的に実施できるよう、個人番号を利用する。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)3. ⑧ 情報の突合	—(追加)	・支払事務に関するWeb請求システムを利用して、請求者から提供された個人番号と支払用預金者ファイルの個人番号を突合し、請求者が支払事務の対象となる預金者等と同一であることを確認を正確に実施する。(請求者から提供を受けた個人番号は突合に利用するのみで支払事務に関するWeb請求システム、支払用預金者ファイル、受付データファイル及び支払消込データファイルには記録しない。)	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)3. ⑧ 情報の統計分析	—(追加)	・特定個人情報をを用いた統計分析は行わない。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ⑧ 権利利益に影響を与え得る決定	—(追加)	・該当なし	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)3. ⑨	—(追加)	令和10年4月1日	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. 委託の有無	—(追加)	委託する 1件	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. 委託事項1	—(追加)	支払事務に関するWeb請求システムに係る部分	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ①	—(追加)	支払事務に関するWeb請求システムの運用保守等業務	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ②	—(追加)	特定個人情報ファイルの全体	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ② 対象となる本人の数	—(追加)	1,000万人以上	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ② 対象となる本人の範囲	—(追加)	支払事務の対象となる預金者等	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ② その妥当性	—(追加)	支払事務に関するWeb請求システムの運用保守を適切に実施するには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること等を踏まえ、特定個人情報ファイルの全体の取扱いを委託することが必要であるため。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ③	—(追加)	50人以上100人未満	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ④	—(追加)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ④	—(追加)	[○]その他(【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】通信会社が提供する閉域網電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。):○→無し、その他:無し→○)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ⑤	—(追加)	調達結果(委託先名)は、ホームページ公表により、国民等が確認可能。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. ⑥	—(追加)	支払事務に関するWeb請求システムの運用保守等業務(※未調達のため委託先名は未定)	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)4. 再委託 ⑦	—(追加)	再委託する	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(支払用預金者ファイル)4. 再委託 ⑧	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。 ・委託先は本件業務の委託についての再委託の承諾を求める場合には、当機構に次の①から⑨を記載した業務再委託申出書を提出するとともに、⑩及び⑪を記載した文書及び再委託に係る履行体制図も併せて提出することとする。 ①再委託先名称(商号) ②本社:所在地、電話番号、資本金及び売上高、業務内容、従業員数、拠点数 ③代表者:役職、氏名 ④再委託先の経営状況等 ⑤再委託する業務の内容 ⑥再委託に係る再委託先との契約金額 ⑦再委託の必要性 ⑧再委託する業務を実施する場所 ⑨再委託先が再委託に係る業務を適切に履行する能力及び体制を備えるものであることその他当機構が求める情報 ⑩再委託先が委託先に対して負うセキュリティ水準(委託先と同等以上のものに限る)具備義務の具体的内容 ⑪再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(支払用預金者ファイル)4. 再委託 ⑨	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・「①委託内容」に記載する業務の一部を再委託する。 ・「⑧再委託の許諾方法」に記載の業務再委託申出書の中で定義する。 	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(支払用預金者ファイル)5. 提供移転の有無	—(追加)	[○]行っていない	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(支払用預金者ファイル)6. ①	——(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】 クラウドサービスに係る要件は、主に次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービス又は、ISMAPと同等レベルのセキュリティレベルである。 ・番号法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが定める管理対策にのっとり、システム開発・運用ができるサービスである。 ・十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に対し積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられているサービスである。 ・契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。 ・情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内である。 ・法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護する。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)6. ①	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム、支払事務に関するWeb請求システム】 電子記録媒体に係る要件は、主に次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体を保管する場合には、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。 ・電子記録媒体は、情報の暗号化を行うとともに、施錠可能なケースに入れて持ち運びを行う。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)6. ①	——(追加)	【破綻処理業務システム、支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 電子記録媒体に係る要件は、主に次を満たすものとする。 ・電子記録媒体を保管する場合には、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所に保管し、利用の際には都度、媒体管理簿に記入する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)6. ② 期間	——(追加)	1年未満	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)6. ② その妥当性	——(追加)	・支払事務における各支払期間が終了した都度及び不要となった都度、支払用預金者ファイルのデータを消去・廃棄する扱いとする(保管期間は1年未満)。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅱ(支払用預金者ファイル)6. ③	——(追加)	【支払事務に関するWeb請求システム】 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保している。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できる。 ・支払用預金者ファイルのデータを記録した電子記録媒体については、本システムの委託先において、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(支払用預金者ファイル)6. ③	——(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保している。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できる。 ・電子記録媒体から支払用預金者ファイルのデータを消去する場合、本システムの委託先において、データを完全に消去するとともに、当機構に対して報告する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(支払用預金者ファイル)7	——(追加)	——	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	II(照会対象者ファイル)1.	——(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>(4)照会対象者ファイル</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ①	——(追加)	システム用ファイル	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ②	——(追加)	1,000万人以上	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ③	——(追加)	・預金保険制度の対象となる金融機関の預金者等	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(照会対象者ファイル)2. ③ その必要性	—(追加)	・金融機関が破綻した場合に、同一預金者等が当該金融機関に有する複数の預金等口座を集約し、預金保険で保護される預金等の額を算定するため、上記を対象範囲とする必要がある。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ④	—(追加)	10項目未満	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ④ 主な記録項目	—(追加)	・識別情報 [O] 個人番号 [O] その他識別情報(内部番号)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ④ その妥当性	—(追加)	・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために必要	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ④ 全ての記録項目	—(追加)	別添2を参照。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ⑤	—(追加)	破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)2. ⑥	—(追加)	預金保険部、システム統括室	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ①	—(追加)	[O] その他(預金保険制度の対象金融機関)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ②	—(追加)	[O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] その他(通信会社が提供する閉域網)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(照会対象者ファイル)3. ③	—(追加)	・金融機関の破綻処理が発生した都度	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ④	—(追加)	・預金保険法第55条の2第1項にその根拠が示されている。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑤	—(追加)	・当機構は、金融機関が保有する名寄せデータの一つとして、個人番号の提出を受け、利用するものであり、本人から直接入手しない。 ・入手根拠は上記④のとおり。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑥	—(追加)	・金融機関が破綻した場合の名寄せを行う。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑦ 使用部署	—(追加)	預金保険部、システム統括室	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑦ 使用者数	—(追加)	10人以上50人未満	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑧	—(追加)	・金融機関から提出を受けた個人番号を含む名寄せデータについて、地方公共団体情報システム機構に照会を行う。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑧ 情報の突合	—(追加)	地方公共団体情報システム機構で個人番号の突合を行う。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	II(照会対象者ファイル)3. ⑧ 権利利益に影響を与え得る決定	—(追加)	・預金保険で保護される預金等に係る債権の額を把握できる。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(照会対象者ファイル)3. ⑨	—(追加)	破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)4. 委託の有無	—(追加)	委託しない	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)5. 提供・移転の有無	—(追加)	[O] 行っていない	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)6. ①	—(追加)	・電子記録媒体は、地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに廃棄する扱いとするため、施錠可能なキャビネット等にて保管しない。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)6. ② 期間	—(追加)	1年未満	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)6. ② その妥当性	—(追加)	・地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに電子記録媒体を廃棄する扱いとする。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)6. ③	—(追加)	・電子記録媒体は、専用シュレツダーで破碎することにより、復元困難な状態にするほか、管理簿にて消去管理を行うこととする。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅱ(照会対象者ファイル)7	—(追加)	—	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル 記録項目	——(末尾追加)	<p>【支払用預金者ファイル】</p> <p>①保険金支払</p> <p>1. データ区分、2. レコード区分、3. 媒体識別コード、4. 処理区分、5. レコードタイプ、6. シーケンスNO、7. 金融機関コード、8. 金融機関名-漢字、9. 作業日、10. 分割NO、11. 書式コード、12. 機構CIF番号、13. 支払回数、14. 支払通知書発行番号、15. 通知区分、16. チェックディジット、17. 保険金支払通知書作成日、18. 氏名(法人名)区分、19. 氏名(法人名)、20. 預金者番号、21. 支払額、22. 破綻日、23. 保険金支払開始日、24. 保険金支払終了日、25. 個人番号、26. 生年月日(設立年月日)、27. 保険金額合計、28. うち元本部分合計、29. うち利息等部分合計、30. 支払保留額合計、31. 仮払金支払額合計、32. 利息等課税額(国税)合計、33. 利息等課税額(地方税)合計、34. 預金等払戻額合計、35. 店舗番号、36. 預金種目、37. 口座番号、38. 口座枝番号、39. 残高(元本)、40. 利息等、41. 被担保債権額、42. 担保権者名、43. 保険金額(元本)、44. 保険金額(元本)(うち支払保留額)、45. 保険金額(利息等)、46. 保険金額(利息等)(うち支払保留額)、47. 利息等課税額(国税)、48. 利息等課税額(地方税)、49. 保険金額(うち支払保留額)合計、50. 支払保留率</p>	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル 記録項目	——(末尾追加)	②概算払 1. データ区分、2. レコード区分、3. 媒体識別コード、4. 処理区分、5. シーケンスNO、6. 金融機関コード、7. 邦貨区分、8. 金融機関名—漢字、9. 作業日、10. 分割NO、11. 書式コード、12. 機構CIF番号、13. 支払回数、14. 支払請求発行番号、15. 通知区分、16. チェックデジット、17. 買取通知書作成日、18. 氏名(法人名)区分、19. 氏名(法人名)、20. 預金者番号、21. 支払額、22. 破綻日、23. 概算払率、24. 概算払支払開始日、25. 概算払支払終了日、26. 個人番号、27. 生年月日(設立年月日)、28. 預金等債権買取価額(概算払額)、29. 利息等課税額(国税分)、30. 利息等課税額(地方税分)、31. 店舗番号、32. 預金種目、33. 口座番号、34. 口座枝番号、35. 買取対象元本、36. 買取対象利息等、37. 概算払額、38. うち利息等とみなされる額、39. 利息等課税額(国税)、40. 利息等課税額(地方税)、41. 概算払額合計、42. 利息等課税額合計、43. 通貨種類、44. 買取対象元本(外貨)、45. 買取対象利息等(外貨)、46. 概算払額(外貨)、47. 邦貨換算為替レート、48. 換算単位	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	(別添2)特定個人情報ファイル 記録項目	——(末尾追加)	③精算払 1. データ区分、2. レコード区分、3. 通知区分、4. 金融機関コード、5. 支払回数、6. 金融機関名(漢字)、7. 作業日、8. 分割NO、9. 書式コード、10. 精算払受付開始日、11. 精算払受付終了日、12. 機構CIF番号、13. 支払通知書発行番号、14. チェックデジット、15. 預金者番号、16. 機構預金者氏名—カナ、17. 機構預金者氏名区分、18. 機構預金者氏名、19. 生年月日(設立年月日)、20. 精算払額、21. 利息等課税額(国税)、22. 利息等課税額(地方税)、23. 支払額、24. 振込実績フラグ、25. 振込先金融機関名称、26. 振込先金融機関店舗名称、27. 振込先預金種目略称、28. 振込先口座番号、29. 受取人名(カナ)、30. 個人番号	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル 記録項目	——(末尾追加)	<p>④弁済金支払</p> <p>1. データ区分、2. レコード区分、3. 通知区分、4. 金融機関コード、5. 支払回数、6. 金融機関名(漢字)、7. 作業日、8. 分割NO、9. 書式コード、10. 受付開始日、11. 受付終了日、12. 機構CIF番号、13. 支払通知書発行番号、14. 受領日、15. チェックディジット、16. 預金者番号、17. 支払方法コメント、18. 振込実績フラグ、19. 氏名(法人名)(カナ)、20. 機構預金者氏名区分、21. 機構預金者氏名、22. 生年月日(設立年月日)、23. 弁済金額、24. 支払額、25. 利息等課税額(国税)、26. 利息等課税額(地方税)、27. 振込先金融機関名称、28. 振込先金融機関店舗名称、29. 振込先預金種目略称、30. 振込先口座番号、31. 受取人名(カナ)、32. 個人番号</p>	事前	<p>支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	——(末尾追加)	<p>⑤配当金支払</p> <p>1. データ区分、2. レコード区分、3. 通知区分、4. 金融機関コード、5. 支払回数、6. 金融機関名(漢字)、7. 作業日、8. 分割NO、9. 書式コード、10. 受付開始日、11. 受付終了日、12. 機構CIF番号、13. 支払請求書発行番号、14. 受領日、15. チェックディジット、16. 預金者番号、17. 支払方法コメント、18. 振込実績フラグ、19. 氏名(法人名)(カナ)、20. 機構預金者氏名区分、21. 機構預金者氏名、22. 生年月日(設立年月日)、23. 弁済・配当金額、24. 支払額、25. 利息等課税額(国税)、26. 利息等課税額(地方税)、27. 振込先金融機関名称、28. 振込先金融機関店舗名称、29. 振込先預金種目略称、30. 振込先口座番号、31. 受取人名(カナ)、32. 個人番号</p> <p>※支払事務に関するWeb請求システム、破綻処理業務システムにおいて、上記「機構CIF番号」を利用して対象となる預金者等の各種情報を管理し、「預金者番号」を利用して支払用預金者ファイルの対象となる預金者等のデータを管理する。</p> <p>※支払事務に関するWeb請求システムにおいて、上記「個人番号」を利用して、対象となる預金者等を識別する。</p> <p>※マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションから取得する情報(個人番号、氏名、生年月日)は保存しない。(突合のみに利用。)</p>	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらな い変更)
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	——(追加)	<p>【照会対象者ファイル】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>1. 対象者個人番号、2. 対象者識別情報(要求レコード作成日時、CIF(顧客)店舗コード、CIF(顧客)番号)</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>(前略)</p> <p>・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしているほか、破綻処理業務システムに取り込んだ特定個人情報の電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報については、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。</p>	<p>(前略)</p> <p>・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステム的な措置を講じる。</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	—(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <p>・破綻処理時及びシステム検証時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。また、システム検証時に、金融機関が電子記録媒体を送付する場合は、上記扱いと合わせて、書留等による追跡可能な方法により送付する扱いとする。</p> <p>・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステム的な措置を講じる。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置(伝送端末、読込装置、実行・監視装置、端末装置)では、ログイン時にIDとパスワードにより認証管理を行う。また、実行・監視装置、端末装置では、ログイン時とは別に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行う。なお、特定個人情報へのアクセス権限は、システム管理者のみに限定する。	・破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置では、ログイン時にIDとパスワードにより認証管理を行う。また、ログイン時とは別に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行う。なお、特定個人情報へのアクセス権限は、システム管理者のみに限定する。	事前	(別添1)(備考)の修正に伴う修正(重要な変更)
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. リスク2 具体的な管理方法	——(追加)	【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・破綻処理業務システムにおいて特定個人情報を取り扱う事務に係る各端末・装置では、ログイン時にIDとパスワードにより認証管理を行う。また、ログイン時とは別に、破綻処理業務システムの処理を実行させるためのID・パスワードで認証を行う。なお、特定個人情報(名寄せ検証用テーブル)へのアクセス権限は、システム管理者のみに限定する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>・破綻処理業務システムに特定個人情報ファイルを取り込む際に利用する伝送端末や読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を操作者が見ることができないようにした上で、操作者をユーザIDやパスワードにより限定し、破綻処理業務システムで保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。また、個人番号を含まない個人情報は、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。なお、破綻処理業務システムの各端末・装置は、インターネットから分離している。</p> <p>・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報(名寄せ検証用テーブル)へのアクセス権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定し、操作者はアクセスできないようシステム制御を行う。また、システム管理者については、アクセス履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックする。(後略)</p>	<p>・破綻処理業務システムに特定個人情報ファイルを取り込む際に利用する伝送端末や読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を操作者が見ることができないようにした上で、操作者をユーザIDやパスワードにより限定している。破綻処理業務システムで保有する個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステム的な措置を講じる。なお、破綻処理業務システムの各端末・装置は、インターネットから分離している。</p> <p>・破綻処理業務システムで保有する特定個人情報へのアクセス権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定し、操作者はアクセスできないようシステム制御を行う。また、システム管理者については、アクセス履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックする。(後略)</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 破綻処理業務システムに特定個人情報ファイルを取り込む際に利用する伝送端末や読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を操作者が見ることができないようにした上で、操作者をユーザIDやパスワードにより限定している。破綻処理業務システムで保有する個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステムの措置を講ずる。なお、破綻処理業務システムの各端末・装置におけるインターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行う。 破綻処理業務システムで保有する特定個人情報(名寄せ検証用テーブル)へのアクセス権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定し、操作者はアクセスできないようシステム制御を行う。また、システム管理者については、アクセス履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックする。 金融機関から提出を受けた特定個人情報が保存された電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が、施錠可能なキャビネットに保管する。 特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、IDとパスワードで操作者が限定されているほか、特定個人情報ファイルへのアクセスはシステム管理者以外できない。また、インターネットから分離しているほか、破綻処理業務システムが保有する特定個人情報の電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報は、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。 (後略)</p>	<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、IDとパスワードで操作者が限定されているほか、特定個人情報ファイルへのアクセスはシステム管理者以外できない。また、インターネットから分離している。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステム的な措置を講じる。 (後略)</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)3. リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 破綻処理業務システムの各端末・装置では、IDとパスワードで操作者が限定されているほか、特定個人情報ファイル(名寄せ検証用テーブル)へのアクセスはシステム管理者以外できない。また、インターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行う。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、システムの措置を講じる。 破綻処理業務システムで保有する特定個人情報ファイル(名寄せ検証用テーブル)については、全て暗号化されているほか、アクセスの履歴をログとして保存しており、不正利用があった場合はユーザ及び業務処理を特定できる。 破綻処理業務システムの各端末・装置では、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。 金融機関から提出を受けた電子記録媒体は暗号化されており、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。 破綻処理業務システムの各端末・装置が利用する回線は製品認証のための特定URLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網であり、暗号化及びセキュアな通信を行っており安全性が確保されている。また、データセンターやサーバ室は入退室が管理されている。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(前略) <ul style="list-style-type: none"> データセンター内サーバ室に機器や電子記録媒体等を持ち込む場合、データセンター入館入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 データセンター内サーバ室に入室する際には、デジタルカメラ等撮影機器や携帯電話の持ち込みを禁止する。 	(前略) <ul style="list-style-type: none"> データセンター内コンピュータ室に機器(撮影機器を除く)や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、データセンター入館入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 データセンター内コンピュータ室に入室する際には、デジタルカメラ等撮影機器や携帯電話の持ち込みを禁止する。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	— (追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置を設置し入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。 ・電子記録媒体の読込装置や、実行・監視装置は、当機構の業務区域内に入室管理を行う専用の部屋に設置する。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、破綻処理業務システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。 ・本システムは、当機構が契約したクラウド環境に構築する。また、特定個人情報が記録されたデータは、同環境に暗号化された状態で保存する(バックアップデータについても、同環境に暗号化された状態で保存する)。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	— (追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・当機構が契約したクラウド環境が設置されるデータセンターはISO9001、ISO/IEC27001の認証を取得し、日本データセンター協会が規定するデータセンターファシリティスタンダードTier 3以上相当のサービスレベルを有する。また、所在地は日本国内である。 ・データセンター内コンピュータ室には許可された利用者のみが入室可能であり、入退記録をログとして保管し、監視カメラを設置する。スマートフォン等の機器等の持込みは制限される。 ・本システムが利用予定のクラウドサービスは、ISMAPIに登録されたサービスであり、かつ、ISO/IEC27017:2015等の認証を取得しているサービスである。 ・当該クラウドサービスは十分な稼働実績を有し、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられている。契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。また、法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護している。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。さらに、破綻処理業務システムが保有する特定個人情報については、電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。なお、個人番号を含まない個人情報については、権限を付与された特定のユーザIDを用いた場合のみ、電子記録媒体への書き出しができるよう、システム的な措置を講じる。 (後略)</p>	<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステム的な措置を講じる。 (後略)</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、システム的な措置を講じる。 破綻処理業務システムの各端末・装置では、製品認証のための特定URLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網を利用するほか、インターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行うなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。 個人番号を保管する名寄せ検証用テーブルへのアクセスについては、取扱者をシステム管理者のみに限定する。また、クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。システム管理者のアクセスについては、履歴をログとしてシステム保存し、定期的に第三者がチェックすることとする。 出力する全ての紙媒体には個人番号は印字されない。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク3 消去手順 手順の内容	(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている特定個人情報のデータについては、利用終了後、削除を行い、削除した旨を記録する。 ・情報が記録されるハードウェアを破棄した際には、廃棄した業者より証明書の提出を受ける。 ・金融機関から提出を受けた、特定個人情報が記録された電子記録媒体については、上書き消去又は専用シュレッダーで破碎することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスに従って確実にデータを消去する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(名寄せ検証用テーブル)7. リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>(前略)</p> <p>③総括保護管理者は、金融庁及び財務省に報告するとともに、平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号に基づき、事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に報告する。</p> <p>④事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。また、公表を行う事案については、速やかに総務省(行政管理局)に情報提供を行う。</p>	<p>(前略)</p> <p>③総括保護管理者は、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には速やかに所定の手続を行うとともに、金融庁及び財務省に報告する。</p> <p>④上記の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。また、当該措置を行う事案については、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・地方公共団体情報システム機構から提供される情報は、本人確認情報(個人番号+基本4情報等)となっており、必要な情報以外を入手することはできない。	・地方公共団体情報システム機構から提供される情報は、本人確認情報(個人番号+基本5情報等)となっており、必要な情報以外を入手することはできない。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)3. リスク2 特定個人情報の記録 具体的な方法	——(追加)	・電子記録媒体は、管理簿に記録し管理する。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	・住基ネット端末操作を行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、部外者の侵入を防止する。 (後略)	・住基ネット端末操作を用いて特定個人情報の取り扱いを行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。スマートフォン等の機器や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 (後略)	事前	事務手順の見直しに伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	——(追加)	【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・住基ネット端末操作及び照会装置等を用いて特定個人情報の取り扱いを行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。スマートフォン等の機器や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 ・特定個人情報を記録した電子記録媒体は、住基ネット端末管理者が、施錠可能なキャビネットに保管し、管理する。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)7. リスク3 消去手順手順の内容	(前略) ・特定個人情報が保存された電子記録媒体については、専用シュレッダーで破碎し、復元困難な状態とする。	(前略) ・特定個人情報が保存された電子記録媒体については、専用シュレッダーで破碎し、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。	事前	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(本人確認情報照会結果ファイル)7. リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(前略) ③総括保護管理者は、金融庁及び財務省に報告するとともに、平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号に基づき、事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に報告する。 ④事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。また、公表を行う事案については、速やかに総務省(行政管理局)に情報提供を行う。	(前略) ③総括保護管理者は、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には速やかに所定の手続を行うとともに、金融庁及び財務省に報告する。 ④上記の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。また、当該措置を行う事案については、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)1.	——(追加)	(3)支払用預金者ファイル	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	——(追加)	【金融機関からの入手】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 【支払事務の対象となる預金者等からの入手】 ・支払事務に関するWeb請求システムの支払請求を通じた入手では、あらかじめマイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に、支払事務の対象となる預金者等以外の情報を入手しない。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	——(追加)	<p>【金融機関からの入手】</p> <p>・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】</p> <p>・支払事務に関するWeb請求システムの支払請求を通じた入手では、必要最小限の情報だけを入手できるように定められたインターフェースを介して入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止する。</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク1 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク2 リスクに対する措置の内容	——(追加)	<p>【金融機関からの入手】</p> <p>・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。</p> <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】</p> <p>・支払事務に関するWeb請求システムを使用した入手においては、オンラインにおいて支払事務の対象となる預金者等本人による支払請求のみを受け付け、インターネット上の操作に基づきシステムを介して必要最小限の情報のみ定められたインターフェースに入力させ、不適切な方法では情報を入手しない。</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク2 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク3 入手の際の本人確認 の措置の内容	——(追加)	<p>【金融機関からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払事務に関するWeb請求システムを通じた入手においては、マイナンバーカード及びパスワード入力により、支払事務の対象となる預金者等の本人確認を行う。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク3 個人番号の真正性確 認の措置の内容	——(追加)	<p>【金融機関からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払事務に関するWeb請求システムを通じた入手においては、マイナンバーカード及びパスワード入力により、支払事務の対象となる預金者等の本人確認を行う。 ・請求者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク3 特定個人情報の正確 性確保の措置の内容	——(追加)	<p>【金融機関からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 <p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した個人番号は、支払事務に関するWeb請求システムで「(3)支払用預金者ファイル」に保存された個人番号との突合に使用した後は保存せず、支払請求の都度、新たに情報を入手することで、正確性を確保している。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク3 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	—(追加)	<p>【金融機関からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。 ・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、また特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、システム管理者のみ実施できるよう、それぞれシステムの措置を講じる。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	——(追加)	<p>【金融機関からの入手】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。 ・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるよう、体系的な措置を講じる。 ・支払用預金者ファイルのダウンロードは、支払事務に関するWeb請求システム委託先の従事者のみに限定する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	——(追加)	<p>【支払事務の対象となる預金者等からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払事務に関するWeb請求システムを通じた入手においては、改ざん検知、なりすまし防止のため、電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLS等による暗号化通信を行う。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)2. リスク4 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク1 宛名システム当における措置の内容	——(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム(個人番号と既存番号の対照テーブルなどを用い複数の事務で個人番号を共通して参照するシステム)の利用はない。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—(追加)	・支払事務に利用するシステムは、破綻処理業務システム、住基ネットシステム及び支払事務に関するWeb請求システムであるが、それぞれ独立しており、他のシステムからアクセス制御又は分離されていることや、当該システムを他の事務に利用することもないことから、特定個人情報が事務に必要な情報と紐付けられることはない。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク1 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 ユーザ認証の管理	—(追加)	行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—(追加)	【破綻処理業務システム】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—(追加)	【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムを使用した情報の入手及び処理は全てシステムで自動的に行うため、委託先及び当機構職員が支払用預金者ファイル内の特定個人情報を視認する必要はなく、また視認するための機能の装備及びアクセス権を保持しない。 ・但し、破綻処理業務システムにおいて作成した支払用預金者ファイルを電子記録媒体から本システムのデータベースに取り込む作業、本システムで受付データファイル及び支払消込データ(両データには個人番号を含まない)を電子記録媒体に出力する作業及び各支払期間終了後に本システムから支払用預金者ファイルのデータを削除する作業に限定し、委託先の担当者(以下「従事者」という。)について、本システムへのログイン時にID・パスワードにより認証を行い、アクセス制御及び管理を行う。 ・その際、従事者ごとにアカウントを発行し、アカウントの取り扱いに際しては、委託先において使いまわしは行わない。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理	—(追加)	行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	—(追加)	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	—(追加)	【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	—(追加)	【支払事務に関するWeb請求システム】 ・従事者への本システムのアカウントの発行は、委託先でアクセス権限を管理する者(以下「委託先の管理者」という。)の承認を必要とし、委託先の管理者にて業務上、本システムへのアクセスが必要と見なされた従事者のみに限定すること。 ・委託先の管理者は、従事者ID情報を定期的に確認し、不要なIDは速やかに削除する。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の管理	—(追加)	行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	—(追加)	【破綻処理業務システム】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみの書き込みを許可する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	——(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従事者のみに限定する。 ・委託先の管理者は、従事者ID情報を定期的に確認し不要なIDは速やかに削除する。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 特定個人情報の使用の記録	——(追加)	記録を残している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 <p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムの委託先は、アクセス履歴をログとしてシステム保存する。 ・保存したログについては、当機構は委託先から提出を受け、不正な操作等が行われていないことについて、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク2 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	—(追加)	【破綻処理業務システム】 ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	—(追加)	【支払事務に関するWeb請求システム】 ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従事者のみに限定した上で、本システムに支払用預金者ファイルのデータを取り込む際に利用する読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を従事者が見ることができない仕様とする。 ・本システムで保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。 ・支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、本システムの委託先において、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。 ・支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。当規程は、本システムの委託先にも周知し遵守させる。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	——(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従事者のみに限定した上で、本システムに支払用預金者ファイルのデータを取り込む際に利用する読込装置は、特定個人情報ファイルの内容を従事者が見ることができない仕様とする。 ・本システムで保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システムの措置を講じる。 ・電子記録媒体から支払用預金者ファイルのデータ消去する場合、本システムの委託先において、データを完全に消去するとともに、当機構に対して報告する。 ・支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。当規程は、本システムの委託先にも周知し遵守させる。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク3 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク4 リスクに対する措置の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク4 リスクに対する措置の内容	—(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムのアカウントの発行は委託先の管理者の承認を必要とし、委託先の管理者が業務上、本システムのアクセスが必要とみなした従事者のみに限定する。 ・本システムで保有する特定個人情報について電子記録媒体への書出しができないように、システムの措置を講じる。 ・本システムの各端末・装置が利用する回線は、暗号化及びセキュアな通信を行っており安全性が確保されている。また、データセンター等については入退室が管理されている。 ・本システムはアクセスの履歴をログとして保存しており、不正操作があった場合は操作従事者及び業務処理を特定できる。 ・特定個人情報等は、その目的のための使用を終了した後、直ちに復元不可能な形で削除し、削除記録をログとして保存する。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)3. リスク4 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4	—(追加)	[]委託しない	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 情報保護管理体制の確認	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・支払事務に関するWeb請求システムの委託先を選定する際には、「JIS Q 27001」、「ISO27001」若しくは「ISMS」の認証を有していること、又はプライバシーマーク制度の認定を受けているかそれと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることなど、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	—(追加)	制限している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	—(追加)	3. リスク2「アクセス権限の管理」「具体的な方法」の【支払事務に関するWeb請求システム】の記載と同じ。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	—(追加)	記録を残している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	—(追加)	3. リスク2「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」「具体的な方法」の【支払事務に関するWeb請求システム】の記載と同じ。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報の提供ルール	—(追加)	定めている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—(追加)	業務委託契約において、当機構が承認した再委託先以外の他者への特定個人情報の提供を禁ずるとともに、当該再委託先への特定個人情報の提供について、委託業務を実施するために必要な範囲に限定する旨を記載する。また、4. 「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」に記載した措置を講ずることで、遵守状況を確認する。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	—(追加)	委託先への特定個人情報の提供は、委託業務を実施するために必要な範囲に限定する。遵守状況については「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、特定個人情報の提供を含め、当機構の保有個人情報等の管理状況について定期的に保護管理者による点検及び監事による監査を行う。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報の消去ルール	—(追加)	定めている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	—(追加)	7. リスク3「特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の「消去手順」「手順の内容」の【支払事務に関するWeb請求システム】の記載と同じ。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	—(追加)	定めている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託内容及び作業場所 ・秘密保持義務 ・特定個人情報の持出し、目的外利用の禁止 ・漏えい、毀損、紛失及び改ざん等防止策 ・従業者に対する監督・教育 ・漏えい事案等発生時の委託先の責任 ・再委託における条件 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・委託先に対する実地の監査、調査等を行うことができる規定 その他、仕様書等において個人情報の取扱いについて定めることとする。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	—(追加)	十分に行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	——(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、再委託先に対して委託先と同等の義務を負わせるものとして、再委託先との契約においてその旨を定める。 ・再委託を承諾するにあたり、再委託先が再委託に係る業務を適切に履行する能力及び体制を備えるものであることその他当機構が求める情報、再委託先が委託先に対して負うセキュリティ水準(委託先と同等以上のものに限る)具備義務の具体的内容、再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法についての情報を求める。 ・委託先は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。 ・委託先は、再委託先に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況、情報セキュリティ対策の履行状況等について報告を行わせること等により、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と締結する業務委託契約において、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)第4-2-(1)委託の取扱い」に記載されている内容を盛り込む。 ・平時においては、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認し、また定期的に委託先の管理体制について報告を受けるなどして確認するとともに、報道等により委託先の管理体制に疑義が生じた場合には、必要に応じて状況報告を求める。 ・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の不備が発生した際は、漏えい等事案に係る対処状況・原因分析・再発防止策等の報告を求める(事案の内容によっては、実地の監査・調査等を行う)。 ・委託先から本件業務の一部について事前に書面による申し出を受け、機構が書面により承諾した場合、委託先は再委託することが出来る。この場合、委託先は、再委託先に対し、委託先が機構に対して負う義務と同等の義務を課し、再委託先をして当該義務を厳格に遵守させるとともに、再委託先が履行する本件業務に関し、全責任を負うものとする。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)5	—(追加)	[○]提供・移転しない	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)6	—(追加)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ①	—(追加)	政府機関ではない	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ②	—(追加)	十分に整備している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ③	—(追加)	十分に整備している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ④	—(追加)	十分に周知している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑤	—(追加)	十分に行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	—(追加)	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	—(追加)	<p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内のみ書き込みを許可する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドが設置されるデータセンターの所在地は日本国内である。 ・データセンター内コンピュータ室には許可された利用者のみが入退室可能であり、入退記録をログとして保管し、監視カメラを設置する。スマートフォン等の機器等の持込みは制限される。 ・本システムが利用予定のクラウドサービスは、ISMAPIに登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015又はCSマーク(ゴールド)の認証を取得しているサービスである。 ・クラウドサービスは十分な稼働実績を有し、サービス提供期間中に中断するリスクに対して十分な対策が講じられている。契約者がサービスを利用して情報資産を管理する領域について、当該契約者以外の者が接続できないように通信制御がされ、資源を専有できるように構成したものである。また、法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護している。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムに接続された端末の作業場所は、監視カメラを設置しており、許可された者のみ入退室可能で入退記録をログとして保管する。当該作業場所の管理等の状況については、当機構が年1回以上の実地検査により確認する。また、委託先が支払事務に関するWeb請求システムが配置される作業場所以外で作業を行う場合は、当機構から貸与した専用端末を用いて専用線を用いた場合のみ可能とし、インターネットを通じ情報漏えい等が発生しないようリスク対策を講じている。外部との情報の授受及び処理は全てシステムで自動的に行うため、本システムにログインする従事者が、本業務の特定個人情報ファイルである「支払用預金者ファイル」内の特定個人情報を視認する必要はなく、また視認するための機能も装備しない。なお、作業場所に機器(撮影機器を除く)や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑥	——(追加)	十分に行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・当機構における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、システム管理者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載のほか、以下のとおり。 ・支払事務に関するWeb請求システム委託先における、支払用預金者ファイルの電子記録媒体への書き込みについては、当機構の管理者が書き込み権限を付与したIDを発行の上、許可した時間内での書き込みを許可する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	—(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、システム保守用端末には、アンチウイルスソフトを導入し、同ソフトのパターンファイルを定期的に最新化する。また、スキャンを定期的実施する。 ・支払事務に関するWeb請求システムに取り込まれた支払用預金者ファイルは、各支払の支払期間の終了後速やかに支払事務に関するWeb請求システム委託先が消去する。 ・預金者等との間の通信を保護するため、SSL/TLS等により通信の暗号化を行う。 ・Firewallによるアクセス制限、WAFによるWEBアプリケーションの脆弱性攻撃遮断及びIDSによる侵入検知等を行う。 ・請求者からマイナンバーカードにより提供を受けた個人番号等についてはサーバに保管しない。 ・本システムの委託先は、クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じるほか、アクセス履歴をログとしてシステム保存する。 ・保存したログについては、当機構は委託先から提出を受け、不正な操作等が行われていないことについて、定期に及び必要に応じ随時にチェックを行う。 ・本システムで保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないよう、システム的な措置を講じる。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑦	—(追加)	十分に行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑧	—(追加)	十分に行っている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑨	—(追加)	発生なし	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑩	—(追加)	保管している	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 ⑩ 具体的な保管方法	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存者の個人番号の管理と同様の管理を行う。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク1 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク2 リスクに対する措置の内容	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・支払事務に使用する特定個人情報は、金融機関の破綻時(保険事故発生時)が基準となるため、支払事務の処理上、特定個人情報を更新する必要はない。 ・なお、電子記録媒体への書き込み後、破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルについて、破綻処理業務システムにこの支払用預金者ファイルを閲覧する機能はなく、また電子記録媒体へ再書き込みを行う権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。この破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。 ・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関するWeb請求システムに保存されるが、各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク2 リスクに対する措置の内容	—(追加)	<p>【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払事務に使用する特定個人情報は、金融機関の破綻時(保険事故発生時)が基準となるため、支払事務の処理上、特定個人情報を更新する必要はない。 ・破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。 ・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関するWeb請求システムに保存されるが、各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク2 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 消去手順	——(追加)	定めている	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 消去手順 手順の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体への書き込み後、破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルについて、破綻処理業務システムにこの支払用預金者ファイルを閲覧する機能はなく、また電子記録媒体へ再書き込みを行う権限は、破綻処理業務システムのシステム管理者のみに限定するようシステム制御を行う。この破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 消去手順 手順の内容	——(追加)	<p>【破綻処理業務システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破綻処理業務システムに保存された支払用預金者ファイルは、各支払期間終了後、速やかに消去する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 消去手順 手順の内容	(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関する本システムに保存されるが、支払事務における各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。当機構は本システムの委託先より、削除した旨の証明書の提出を受ける。 ・支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、本システムへのデータ取込み後速やかに、本システムの委託先において、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去するとともに、当機構に対して消去証明書を提出する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 消去手順 手順の内容	——(追加)	<p>【支払事務に関するWeb請求システム】【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払用預金者ファイルのデータは、支払事務における各支払期間に一時的に支払事務に関する本システムに保存されるが、支払事務における各支払期間が終了した都度、消去・廃棄することから、古い情報のまま保管されることはない。 ・本システムに保存する支払用預金者ファイルのデータについては、支払事務における各支払期間(最大3か月程度)が終了した時点で、システムから消去する。当機構は本システムの委託先より、削除した旨の証明書の提出を受ける。 ・支払用預金者ファイルを記録した電子記録媒体については、本システムへのデータ取込み後速やかに、本システムの委託先において、データを完全に消去するとともに、当機構に対して報告する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保していること。 ・廃棄プロセスの適切な実施について、第三者の監査機関による監査を受け、その内容を確認できること。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(支払用預金者ファイル)7. リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	——(追加)	<p>・「預金保険機構保有個人情報管理規程」において、当機構が保有する特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応として、以下のとおり定めている。</p> <p>①特定個人情報の漏えい等の事案、その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発生した場合、その事案等を認識した職員は、直ちに当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告する。</p> <p>②保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、主任保護管理者を経由し、総括保護管理者に報告する。</p> <p>③総括保護管理者は、番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には速やかに所定の手続を行うとともに、金融庁及び財務省に報告する。</p> <p>④上記の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への連絡等の対応の措置を講じる。</p> <p>また、当該措置を行う事案については、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。</p>	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)1	——(追加)	【破綻処理業務システムの更改日以降(令和10年12月以降)】 (4)照会対象者ファイル	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	——(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク1 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク2 リスクに対する措置の内容	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク2 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	——(追加)	・金融機関の破綻処理時に入手する個人番号については、破綻処理が終了した都度、消去・廃棄することから、常に新しい特定個人情報を入手することとなり、その特定個人情報の正確性については、入手元である金融機関が確保している。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク3 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク4 リスクに対する措置の内容	——(追加)	・破綻処理時に、金融機関が、電子記録媒体を当機構に持ち込む際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、授受簿により、電子記録媒体の授受を管理する。 ・破綻処理時に、金融機関に設置した当機構の伝送端末を用いてデータ伝送を行う場合には、データを暗号化した上で、通信会社の提供する閉域網を使用する。伝送端末は、インターネットから分離しているほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は利用できない扱いとする。また、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしている。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)2. リスク4 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク1 宛名システム等における措置の内容	——(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク1 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 ユーザ認証の管理	—(追加)	行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理	—(追加)	行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の管理	——(追加)	行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	——(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 特定個人情報の使用の記録	——(追加)	記録を残している	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	——(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載に加え、以下のとおり。 ・書込装置から出力した電子記録媒体は、管理簿に記録し管理する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク2 リスクへの対策は十分か	——(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容	——(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク3 リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク4 リスクに対する措置の内容	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)3. リスク4 リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)4	—(追加)	[O] 委託しない	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)5	—(追加)	[O] 提供・移転しない	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)6	—(追加)	[O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ①	—(追加)	政府機関ではない	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ②	—(追加)	十分に整備している	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ③	—(追加)	十分に整備している	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ④	—(追加)	十分に周知している	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑤	—(追加)	十分に行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	—(追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット端末操作及び照会装置等を用いて特定個人情報の取り扱いを行う執務室は、出入口に入室認証装置等を設置し、入室権限を付与された者以外の侵入を防止する。スマートフォン等の機器や電子記録媒体等を持ち込む場合又は持ち出す場合、作業場所の入室権限申請の承認者に申請して許可を受ける。 ・電子記録媒体の受渡しについては、管理簿により、誰から誰へ、何を渡したのかを管理する。 ・電子記録媒体は名寄せの検証が終了した都度、住基ネット端末操作者が速やかに消去する。 	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑥	—(追加)	十分に行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	—(追加)	<p>・破綻処理業務システムの各端末・装置は、ウイルス対策ソフトを導入し、不正アクセスからの防止策を講じるほか、ユーザIDとパスワードによるアクセス権限を付与した操作者以外は、当該システムを利用できない扱いとする。また、ハードディスクの暗号化を行っているほか、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する。なお、個人情報及び特定個人情報の電子記録媒体への書き込みは、権限を付与された特定のユーザIDを用いた担当者のみ実施できるようシステムの措置を講じる。</p> <p>・破綻処理業務システムの各端末・装置では、製品認証のための特定URLに限定した通信を除いて通信会社が提供する閉域網を利用するほか、インターネットなど外部ネットワークへの通信は、製品認証のための特定URLに限定した通信のみ許可する制御を行うなど、インターネットを通じて流出することがないようにシステム面の措置を講じる。</p>	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑦	—(追加)	十分に行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑧	—(追加)	十分に行っている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑨	—(追加)	発生なし	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑩	—(追加)	保管している	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 ⑩ 具体的な保管方法	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク1 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク2 リスクに対する措置の内容	—(追加)	・地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに電子記録媒体を専用シュレッターで破砕する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク2 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク3 消去手順	—(追加)	定めている	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク3 消去手順 手順の内容	—(追加)	・地方公共団体情報システム機構へ照会を行った後、直ちに電子記録媒体を専用シュレッターで破砕することにより、復元困難な状態にし、管理簿等にその旨を記載する。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク3 リスクへの対策は十分か	—(追加)	十分である	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)
	Ⅲ(照会対象者ファイル)7. リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—(追加)	・「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「1. 特定個人情報ファイル名(1)名寄せ検証用テーブル」の同項目の記載と同じ。	事前	システム更改に伴う変更(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV. 2. 具体的な方法	——(末尾追加)	(3)「預金保険機構保有個人情報管理規程」に基づき、個人情報の取り扱いに従事する職員を対象として、マイナンバー制度や特定個人情報保護について、法律に基づく特定個人情報の適正な取扱い実務や情報管理についての知識を習得することを目的とした研修を実施する。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	IV. 3	(前略) ・2019年度のポリシー改定においては、情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、預金保険機構CSIRTを設置するとともに、当機構が保有する情報及び情報システムについてのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入している。	(前略) ・情報セキュリティインシデントに対処するための体制として、預金保険機構CSIRTを設置するとともに、当機構が保有する情報及び情報システムについてのリスク評価を行い、必要な対応を行う仕組みを導入している。 ・特定個人情報の事務外利用の禁止については、「預金保険機構保有個人情報管理規程」に定め、職員に周知している。当規程は、本システムの委託先にも周知し遵守させる。	事前	事務の追加に伴う変更(重要な変更)
	V. 1. ④公表場所	当機構ホームページ	当機構ホームページ (https://www.dic.go.jp/kikotoha/hogohyoka.html)	事前	記載の明確化(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	VI. 1. ①	令和3年10月12日	※実施後修正	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	VI. 2. ②	令和3年9月1日から10月1日まで	※実施後修正	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	VI. 2. ③	期間短縮なし	※必要に応じて修正	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI. 2. ④	意見なし	※必要に応じて修正	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	VI. 4. ①	令和3年10月15日	提出後修正	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)
	VI. 4. ②	<p>(1) 預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。</p> <p>(2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、破綻処理業務システムをインターネット等の外部ネットワークから分離する等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。</p> <p>(3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。</p> <p>(4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。</p>	※必要に応じて修正	事前	支払用預金者ファイルへの記録項目の追加に伴う修正(特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらぬ変更)